

エージー出版「マックでデザイン」問題

AG 出版から、デジタルイラストの普及と啓蒙を謳い原稿を依頼されたのが「MAC DE DESIGN 2」という本です。非常に高価な本で、(¥16,000)一般の人が買うようなものではありません。

広告代理店などに買ってもらい、CGの現状を理解してもらう、この本が著者のプレゼンテーションをしてくれる可能性があるからと、報酬はその本1冊の献本だけでした。

さて、普及版ということなのか、我々著作者に全く無断で、「MAC DE DESIGN 2」の原稿をそのまま使った「マックでデザイン」(¥4,700)という本が出版され書店で販売されていました。

今回問題にしている事実です。

私個人は著作権などの問題意識も希薄で、なんだか腑に落ちないくらいの感覚でしたが、考えてみれば、このまま放置しておいて良いとは思えません。

そこで、AG 出版に抗議文を11月4日付けで郵送しました。AG 出版からの回答は、驚くほど問題意識が低く、あきれかえるばかりのものでした。



「MAC DE DESIGN 2」(¥16,000)



本件書籍と呼ばれるもの

連名の5人を含む21名の債権者

連名の5人はニフティの味噌蔵カレンダー制作で気心の知れた仲間である。

叶 精作氏
塚崎健吾氏
駄場 寛氏
寺田克也氏
福間晴耕氏
藤森美能氏

津熊清嗣氏
鴨原幸男氏
有限会社阪田量士写真事務所 / 代表取締役 阪田隆治氏
オプテック株式会社 / 代表取締役 島 喜和氏
UFOデザインこと / 花城俊司氏
有限会社西日本シール / 代表取締役 竹内博一氏
有限会社アイ・キュー / 代表取締役 大橋昭夫氏
上口睦人氏
株式会社プレストジャパンアート / 代表取締役 金澤次郎氏
横山弥生氏
株式会社八木スタジオ / 代表取締役 八木 博氏
唯 登詩樹こと / 加藤 正氏
細井敏昭氏
遊佐光明氏
谷口広樹氏

AG 問題解決支援者

個人名で支援下さっている方

平田 弘史氏
加藤 直之氏
飯田 HAL 氏
駄場 真弓氏
松永 日出海氏
藤林 省三氏
塚崎 マリコ氏
菊池 美範氏
木村 弘氏
帯 ひろ志氏
大井 純氏
佐藤 元氏
斉藤 雅幸氏
金井 裕也氏

綾瀬 涙氏
いがらしゆみこ氏
石原はるひこ氏
伊万里すみ子氏
影丸穰也氏
かわぐちかいじ氏
さがみゆき氏
ささやななえ氏
里中満智子氏
志賀公江氏
ちばてつや氏
永井 豪氏
中島史雄氏
ねぐら なお氏
花村えい子氏
原 孝夫氏
バロン吉元氏
東里桐子氏
ビック錠氏
水島新司氏
矢口高雄氏

この度のAG事件の火付け役を演じた平田弘史は、20歳の頃から時代劇画を描いている61歳の現役です。
パソコンは今、あらゆるところで使われているのは御存知の通りです。
イラストの世界はもとより、劇画、マンガの世界でも活用され始め、平田弘史も3年前よりMacintoshで劇画を描いています。
しかし、とても気になる問題がある事に気が始めていたのです。

それは、「墨汁や、えのぐで描かれた原画」は、一作一作が、
この世で、たった一枚しかない
作品としての「希少価値」を発生させますが、
パソコンで描いたものには「希少価値が生じない」と、
言う事になるからです。

畳一枚程の大きさの絵を3か月掛かって描いた作品でも、
MOデスクやCD-ROM一枚に収録されてしまい、
これが簡単にコピー出来、しかも、オリジナルとまったく同等の
「価値と原稿」として使える事になるからです。
「デジタル化されたもの」には、甲乙の差がないからです。

MOデスクやCD-ROMに「コピーされたものも正真正銘の原稿」に、
なるからです。
これは偽札が偽札でなくなる程の、極めて重大な問題を含む事になります。

「デジタル著作権」と言う問題が起きてくるのも当然の成行きです。
コピーされた、このMOデスクやCD-ROMさへ所持していれば
作者に無断で出版する事も出来、高額で海外に売却する事も
出来る訳です。
こんな事になったら、何日も徹夜しながら苦労して作った作者の
精神的、経済的、ダメージは大きく
生活権の侵害となってくる訳です。

この侵害を、AG(エージ出版)は起こしたのです。
「社長社員含めて5人の会社ですが、CG世界を広めてゆきたい為に
豪華本を作りたいが、
お金がないのでノーギャラで協力して頂けないか」との、
主意が伝えられ、平田弘史も、高名な
イラストレータ氏との連繋関係もあって、本件とは別ながら
やはりAG(エージ出版)で出版された
「Vol.3これがCG制作の現場だ！」誌に寄稿したのでありますが、
その寄稿時点で、

「如何に何でも、ノーギャラで頼む姿勢はよくない事を社長に伝え
なされ」と編集者に平田弘史は申しましたが、その後、
著名なアーティストもノーギャラで協力している事から、
これからCG世界で食べてゆこうと努力している無名の
アーティストをも巻き添えにしてゆく様子がAGに感じられ、
しかも、「マックでデザイン」誌が無断で出版された事から問題が
起きました。



平田 弘史

活動分野：劇画誌上

作家歴：41年

代表作：新首代引受人/薩摩義士伝/異色列伝/他総て。

これは、「MAC DE DESIGN Vol.2」こそノーギャラで出版を許可したものの、その、廉価板「マックでデザイン」誌は、まったく、許可した覚えはなく、抹消された筈のデータを使用して作者に無断で出版されましたので、この事を申入れましたところ、出版常識にはずれた異論を言い出しましたので、なさを仇で返す不屈き千万なやり方、到底許せるものではないとして、我々は、今年2月3日提訴し、事件を起こした訳であります。

以後、3月9日、4月6日、5月14日と東京地裁民事29部（沖中康人裁判官）担当で審問を重ねてきましたが審問でも嘘の繰返し平気で重ね、まったく誠実改心の姿勢ないところから「マックでデザイン」誌、出版差止の仮処分が5月28日、決定された訳です。

誠実に詫げれば許したものを、AG（エージ出版）和田光太郎社長のような対応をする出版社は許しておけません。平田弘史個人的には、非道をしているAG（エージ出版）の出版差止に、何故、正道を歩む我々側が出版差止用の供託金147万円を裁判所に納めねばならんのか司法の在り方にも理解し難い訳ではありますが、ともあれ、今後、「デジタル著作権侵害事件」本裁判に向けて戦うと共に、広く世界に、「デジタル著作権」と、言う問題を訴えてゆきたいと強く思うのであります。

記者皆様の御協力を強くお願いする次第です。

〒413-0231 静岡県伊東市戸1242-7
支援、賛同人 時代劇画家 平田弘史
FAX 0557-51-4337 1998.6.3 記



デジタル時代の著作権!?
大げさな活動をやっていると思われることはあまり本意ではありません。

エージー出版の「マックでデザイン」に問題ありと申し立てた我々5人は、そもそも、「著作権」にたいして神経をとがらせているタイプとは、180度違った「絵を描いているのが楽しいのだから、欲しければ、持って行って良いよ」などと、口走ってしまうタイプの間人達でした。

だからこそ、エージー出版の企画に、気軽に乗ってしまったわけです。
無断出版物である「マックでデザイン」を書店で、見つけた時も、
「しょうがないな、無断でこんな事やっているなんて、ちょっとお灸をすえておきましょう」が、
申入書を送りつけた時の心境だったと思います。

しかし、エージー出版からの回答は、驚くほど過敏な反応のものでした。
弁護士5人の連名で内容証明付き文書というやつです。

「何て、ことだ。」

エージー出版との闘いは、エージー出版の対応に立腹することが発端でした。

しかし、我々の相談を受けた、平田弘史先生や加藤直之氏は、
それよりも「著作権」の問題を重要視されていました。

審問に参加した我々債権者たちも、やがて、その重要性に気がつきはじめました。

エージー出版は、作品や作者に対する敬意というものを全く、持ち合わせていませんでした。
デジタルというものは、そうした人間性にかかわる部分を、無視してしまう感覚を持ち込むのでは?
冗談として話していたのですが、それほど間違っていないのではないかと思うようになりました。

例えば、デジタル出版と呼ばれる、アクロバット文書や、HTML文書は、MACや
WINDOWSという垣根を取り払い、文字は当然、映像や音も取り込んだデジタル
書籍を作り出すことができます。

極めて簡単に、極めて良質な出版物を、個人で作成出来て、発信出来るようになるのです。

ただし、そこには、著作権という大きな問題があります。

オリジナルの作成にどんなに苦勞をしても、マウスクリック1回で、それを簡単に、
コピーしてしまえるからです。

エージー出版が、審問に際して陳述した内容は、「画像の提供はして貰ったが、デー
タとしてレイアウトしたのは自分たちであるから、著作権は、自分たちに(半分)在
る。また、所有する事は当然の権利である。」でした。

この回答は、まともな感覚から出てくるものとは思えません。

何十人もの作家の心血を注いだ貴重な作品も、簡単にコピーしたりなど、データとし
て扱っている間に、「これらの作品価値は、自分たちが印刷して書籍にしてやってい
るからあるのだ」という感覚になっていったのだらうと思われま。

エージー出版そのものの確信犯的な悪辣さは、さておき、「マックでデザイン」にあ
る問題は、

コピーしたものに過ぎないという感覚と、コピーされただけのものではないという認識の闘いであったことです。

では、デジタルデータの著作権を護るにはどうすれば良いのでしょうか、それは、

完璧な「プロテクト」の方法を考え出すか

多くの人たちに、「コピーすることは、それらの著作者の生活権を脅かしてしまう可能性がある」ことを「認識」してもらう。

これ以外には、無いのではないのでしょうか

我々は、プログラマーでは無いので、これを機会に「認識」を高める訴えかけをしていくしかないし、また、その責任があると思うのです。

「マックでデザイン」は、たまたまデジタルイラストのノウハウ本でした。ノウハウの中でもっとも大切なのは、描き方の手順ではなくて、便利さの中にある「危険」を知らせること「認識」を高める努力をすることであると考えるようになりました。

あえて、こうした記者会見まで行う努力は、エージー出版に追い打ちをかけるためではなく、この書籍にかかわった「責任」をとるためです。今回の警鐘に気づいて貰いたいのは、こうした書籍にかかわることのある、デジタルによる作品を創っている人、又は創ろうとしている人たちなのです。



塚崎 健吾(牽牛)

〒 358-0011
埼玉県入間市下藤沢 324-34
アートスタジアム
FAX 042-960-1210
ニフティ ID GAH00144
<http://www.bekkoame.ne.jp/kengyu/>
kengyu@ppp.bekkoame.ne.jp



マックでデザインに無断掲載された画像のひとつ

「マックでデザイン」誌 出版差止著作権侵害事件・概要説明

支援者・木村 弘氏による

今回「マックでデザイン」発行に関して、債権者のイラストレーターら21人から本年2月3日に東京地方裁判所に出された著作権侵害による出版差し止めの仮処分申請をめぐって、4回の審尋が行われたのですが、その際、争点になったポイントを簡潔に紹介します。

1. 事件の概要

まず、データ提供及び本文執筆をした債権者は、96年12月発売の「MAC DE DESIGN Vol.2」という書籍のため、自己の作品のプレゼンテーションなどを目的に無償で寄稿しました。

その際に作成された製版フィルムを流用し、その後97年8月に

債務者・株式会社エージ出版(東京都新宿区・代表者和田光太郎、以下債務者)から発刊された

「マックでデザイン」は、表紙・装丁・定価、そして図書番号(ISBN)が異なるため、別の書籍として扱われるべきだと債権者(原告)側は主張しました。

「MAC DE DESIGN Vol.2」 ISBN4-900781-13-4-C3070

「マックでデザイン」 ISBN4-900781-18-5-C3070Y4700E

債務者はこの点について「マックでデザインは、表紙と定価が違うだけで内容は全く同じであり、その意味で増刷にあたる」と主張したのですが、裁判所は、「図書番号(ISBN)は、同一書籍に一意に与えられる」点を考慮し、これを異なる出版物であると判断しました。

債権者は、和解の選択も、充分考慮に入れて審問に臨んだのですが、債務者エージ出版の不誠実な対応に、話し合いの余地は無く、著作権侵害事件として5月28日、申請通り「マックでデザイン」出版差止仮処分の決定が下されました。

2. 事件の流れ

1996.12.20 MAC DE DESIGN 刊行

1997. 8.31 マックでデザイン 刊行

1997.11. 4 マックでデザインの無断刊行に付き、原告側が抗議文をエージ出版に送付

1998. 2. 3 東京地方裁判所第29部に、同書の出版差し止め請求を申請、受理される

3. 9 第一回審問開始

4. 6 第二回審問

5.14 第三回審問

5.26 第四回審問

5.28 「マックでデザイン」出版差し止め請求、仮処分決定

2-1 前夜

昨年11月、債権者の一人が書店を訪ねた際、「マックでデザイン」という書籍が並んでいることに気づきました。

内容を確認してみると、自らが以前作品と解説文を提供した「MAC DE DESIGN Vol.2」という書籍と全く同一のものであることに気づきました。

そこで、同書に共に作品を提供していた4名にこの事を報告し、5名の連名で、以下のような無断使用に対する抗議文を送付しました。

(前略)

一、全著作者への正式な文書での謝罪

二、著作者のデータの即時返却、及び保存機器からの完全なデータ削除

三、全著作者へ見本書の献本

四、印税として発行部数×定価の10パーセントを各著作者の使用ページ数に応じた金額でそれぞれの著作者に支払う。

その際、製造、販売等につき詳細に記録した関係帳簿を作成し閲覧させることとし、その資料の配布を行う。

五、ペナルティとして、オリジナルの「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権使用料10パーセントの各相当額を著作者に支払う

六、貴社の当発行物が著作者の許諾を受けていないことを、当発行物を購入した読者に通知徹底させるため、貴社の負担で、コンピュータグラフィクス関係の書籍、雑誌へ謝罪広告を掲載する

以上の条件を叶えられない場合、また正式な回答が二週間以内に無い場合は、発行停止、回収、著作権使用料の支払いを求めて法的な措置をとることになります。

(後略)

そうしたところ、債務者から以下の回答書が送られてきました。

(前略)

貴殿らの事前のご了承をいただかずに、貴殿らの著作物を掲載した事については、軽率であったことを、ここに深くお詫び申し上げます。

本件のデータは、すでに貴殿らにご返却済みでありますし、株式会社エージー出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません。

見本書につきましては、みなさまにお渡し済みとの記録がございますのでご確認いただきたくお願い申し上げます。

「マックでデザイン」「MAC DE DESIGN Vol.2」に関する金銭の支払いおよび謝罪広告の掲載については、お申し出には応じかねます。

ご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上、回答いたします。なお、今後のご連絡は、当職らまでいただきますようお願い申し上げます。

弁護士5名の連名(氏名は略)

つまり債務者は、この段階で著作権法に抵触する事実を認めた上で、金銭は一切支払わず、謝罪広告を掲載することもせず、この回答をもって謝罪を終了させ、次に何かを言う場合は債務者ではなく「私たち」弁護士に言ってきなさい。という回答を内容証明付き郵便で送り返した事になります。

後に債権者を結集させる事になった5人は、このとき驚きと、なにより怒りがこみ上げてきた、といいます。

作品を無断で使用された事に対し、考え得る限り正当な請求以上に、無茶な請求をしたつもりがなかったのにくわえ、たとえば、5名の中には、

「債務者の和田光太郎氏が、謝罪をした上で改めて、示談で解決しようとする姿勢があれば、事を納めても良い」と考えていた債権者もあり、この段階では、この後始まる7ヶ月の争いを現実的に捕らえていた人は、いなかったのです。

しかし、この回答によって、5人は、法廷に審をゆだねる決意をし、

今回賛同人に名を加えている平田弘史氏(劇画家)、加藤直之氏(イラストレーター)等と相談の上、債権者の代理人として、著作権問題を深く扱っている柳原敏夫弁護士に、事件の担当を依頼することになりました。

2-2 仮処分申請から審尋開始

柳原弁護士が著作権侵害事件として、最初に取り組んだ課題は、原告団の結成と云うべき呼びかけでした。

この事件の特色は、被害者が総勢65名と多く、しかも、居住地が日本中に広がっており、一ヶ所に結集することが至難だったことです。

そして、いわゆる年の瀬にかかっている、日頃から多忙なイラストレーターなど、クリエイター達は、年末進行と呼ばれるスケジュールの中に身を置いていたことです。

さらに、驚くべき事に、本書は「自身の作品をPRする場として」無料で作品が提供されていたにも関わらず、新たに発行された「マックでデザイン」の住所に連絡をしても、転居先不明なクリエイターが何例も現れたことです。

さらに、債務者側が、連名の5人をのぞいて、残る60名に対し、著者献本と、「マックでデザイン」無断発行のお詫び、そして、事後承諾による出版認可の許諾状を同封し、各著者に郵送している事実が、債権者から呼びかけられた、複数の著者から伝えられてきました。

連名の5人には同様のものを送っていないことに加え、明らかに訴訟を前提とした抱き込み工作であると感じた5名は、さらに怒りをつのらせました。

こうしたいくつかの困難の中、柳原弁護士と抗議文送付の5名、そして支援者が、掲載された65名に声をかけ、最終的に総勢21名の委任状を集め、東京地裁に出版差止の仮処分を申請したのが、本年2月3日のことです。

申請は受理されました。

仮処分申請の第一回審尋は3月9日、東京地裁第29部(著作権担当)沖中康人裁判官により開始され、双方の主張を聞き取った後、和解の意志の有無を双方に確認し、和解案の本格的なやりとりは第二回の審尋に譲られました。

4月6日の第二回審尋席上、債権者側は、債務者に対し和解条件を提示、そして、双方が前回提出した書類に対し、双方が回答を寄せる形で仮処分申請の検討に入りました。

異動が終わった直後の事ですが、裁判所側に一部、不手際がありました。

第二回審尋に向け柳原弁護士が作成した準備書面を、裁判所側が前日までに、債務者に送付することを忘れ、この準備書面について、あらかじめ了承のもと、話が進められると考えていた債権者側は、一から当日、話を進めなくてはならなくなったのです。

このことが、時間的な意味で次回の審尋に影を落とすこととなりますが、その事については後に譲り、この日のやりとりについて触れます。

準備書面で、「MAC DE DESIGN Vol.2」と「マックでデザイン」は全く別の書籍であることを訴え、この点を了承した裁判官により、「このケースは、著作権侵害と認められる」旨を確認した債権者は、債務者との和解交渉を選択することにしました。

当日参加した債権者の塚崎健吾氏は、当日裁判官から聞かされた債務者の和解条件を、以下のように記録しています。

「裁判官によれば、エージーの言い分は、全著作者、全スポンサーに謝罪文は、書けないが、全債権者には、謝罪文を書くし、「マックでデザイン」に関しては印税を払うことにやぶさかではない。

ただし、ペナルティー分は勘弁してほしい、ロイヤリティとしては売上げの作者該当分の10%の半分である。(半分はエージーの著作権)献本は、受けていない人には、送っても良い。雑誌各誌への、謝罪文は、前例があるならば、掲載しても良い。データの返却は、「マックでデザイン」分に関しては、すぐに返却しても良いが、「MAC DE DESIGN Vol.2」のデータは、増刷する場合もあるので、バックアップのために所持する」

さらに、債務者側が裁判官に、陳述書を提出しました。

内容は割愛しますが、ここで、債務者側は、署名後の印鑑、割り印など、所定の手続きにそぐわない文書を提出したため、注意と、後日印を押し再提出するようにと裁判官に指示されます。

この日の審尋の後半は、和解案に関して、双方の要求を裁判官が取り持つ形で過ぎていきました。

それを、柳原弁護士は、以下のように記録しています。

債権者の要求、一

著作権侵害の事実があったことを認め、全著作者及び全クライアント(本件書籍の冒頭 CONTENTSに掲げられた企業)への正式な文書での謝罪

債務者の回答

- 1 債権者ならともかく、全著作者者はダメ。
2. クライアントはダメ。

要求、二

本件書籍の即時回収・廃棄、本件書籍の写真フィルムの廃棄、及びこれらの証明書の発行

要求、三

バックアップ用も含め、ハードディスク・フロッピディスク・MOなどの全ての記憶媒体からの著作者のデータの完全な削除、及びこれらの証明書の発行

回答

二、三のうち、本件書籍用のデータのMOは持っていないが、豪華本のデータのMOは、豪家本については、出版し増刷する権利が債務者にあるのだから、これを保持することができる筈なので、破棄できない。

要求、四

全著作者へ見本書の献本

回答

了承

要求、五

損害賠償として、本来ならば、著作権法114条1項に基づき、本件書籍の出版により債務者が手にした利益全てを請求す

るべきところ、和解案なので、

- 1、印税相当分として発行部数×定価の10パーセントを各債権者の使用ページ数に応じた金額でそれぞれの債権者に支払う。
- 2、ペナルティとして、オリジナルの「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権使用料10パーセントを各債権者の使用ページ数に応じた金額で債権者に支払う。

1及び2にあたっては、出版物の製造、販売等につき詳細に記録した関係帳簿を作成・閲覧させることとし、その資料の配布を行う。

回答

債務者としては、本件書籍の出版により債務者が手にした利益のほうが少ないくらいなので、そちらのほうで賠償したい。そういう趣旨で、

1については、販売部数で、かつ10パーセントの半分に修正したもの（理由は、債務者の編集行為により債務者にも半分著作権があるから）で印税相当分を算出したものを支払う（或いはズバリ、本件書籍の出版により債務者が手にした利益を損害として支払う）。

2については、ダメ。

要求、六

本件書籍が著作者の許諾を受けていないことを、本件書籍を購入した読者に通知徹底させるため、貴社の負担で、以下のコンピュータグラフィクス関係の雑誌へ以下の内容・形式で謝罪広告を掲載する。

回答

こんな謝罪広告の先例があるのか（とりわけ宛名がズラズラっと続くあたり）、先例を示してほしい。

以上のやりとりが行われた後、債権者債務者双方で、以下のやりとりを行い、審尋を終了しました。

謝罪広告

先例はちゃんとあるので、示したい（30年前の小学館のケース）。宛名は、実際は、1行に3名くらい詰めて書くことになると思う。どうしても、1行に1名という趣旨ではない。

しかし、この21名は、各自別々の個人であり、他の人をもって代表する訳には行かないので、やはり全員の氏名を表示されたい。

また、1でクライアントへの謝罪文交付を債務者が拒否するのなら、なおさらここでちゃんと全員の氏名を表示されたい（そうすれば、この謝罪広告を各自のクライアントに見せれば事情を理解してもらえるから）。

MOからデータの削除

これを免除する訳には行かない。

*なお、この席上、裁判官、「次回、債務者から許諾について反論がなければ、出版差止は認める」旨の発言をする。

その意味で、他方で検討している和解がダメだったら、出版差止の決定を出して終わりにすることがあることを言外に匂わす（そのことは債務者に対しても、既に伝えてあると思う）

債務者の反応

謝罪広告 はほぼ了解（あとは、先例を参照させる）しかし、MOからデータの削除の点は、強硬に食い下がる。
(柳原弁護士の記録)

2-3 債務者、仮処分無効を訴える

当日、謝罪広告の掲載を和解条件として飲ませる事が出来るのと引き替えに、柳原弁護士は「作品データ削除を免ずるということで、ここで和解を決めてはどうか？」と、債権者に問いかけました。

それは、和解案としては、理想的な勝利に近い形であり、特に、謝罪広告の掲載を勝ち取れたことに柳原弁護士としては、一定の意義を認めていたからですが、

債権者の反応は、強固に「データ削除は、譲れない」というものでした。

このことに関し、債権者の藤森美能氏は、執筆者のデータを持ち歩き、『こんな著名な方も、無料で作品を提供されています』と、他の執筆者の家を訪ねて歩いた、編集者の言動を取り上げ、「こうした行為に使われる可能性が残っている以上、データを残されることには反対」であると告げ、

福岡晴耕氏は、「著作権侵害を起し、以前にも別の本を無断出版しているなど激しく債権者と対立した上、さらに今後の増刷権を主張することを容認できない」旨、柳原弁護士に伝えます。

参列者からは「デジタルデータは、コピーされたもののすべてがオリジナルであり、オリジナルが残っている以上、信頼関係の崩れた出版社に保持されることは恐怖で、しかも、債務者は海外で同様の書籍を販売していることを明言している以上、今後データを保有されることは許し難い」という総意が、柳原弁護士に伝えられました。

塚崎健吾氏からは、「エージー出版が、レイアウトし英文の翻訳をつけたのだから、著作権の半分は、エージー出版にあるのだという主張は、百歩譲っても承認出来るものではない。 もともと、文字原稿の執筆、内容説明の画像の準備、レイアウトそのものも、各著作者の手になるものである。 翻訳は、販売上の戦略であって著作内容とは言えない。さらに、レイアウトの画像データと、描画された印刷レベルの画像データでは、その扱いの容易さに決定的な違いがあるものであることを判断するうえで理解してもらいたい。」と、心情が語られました。

そうした債権者達の発言を請け、柳原弁護士は、この点について、再度争うことに決し、この回の審尋を終えたのです。

4月16日、第三回審尋は、最初から波乱を呼びました。

債務者は、以下のような準備書面を当日、証拠資料と共に提出したからです。

一 債務者は、平成九年七月末、「マックでデザイン」(以下本件書籍という。)二〇〇〇冊の納品を受け、同年八月から、(株)オーク出版サービス、取次店を通じて、本件書籍を各書店において販売した。

出版業界には、注文販売と委託販売という販売方法があるが、本件書籍は委託販売であった。委託販売の場合、取引慣行として委託期間は六ヶ月とされており、本件書籍の委託期間は、平成九年八月一日から平成一〇年二月一〇日であった。

委託期間経過後、債務者は、取次店、オーク出版サービスを通じて、各書店から本件書籍を回収した(乙四)。

また、オーク出版サービスからの報告により、本件書籍の販売部数は一四四六部であることが判明した(乙四)。

以後、債務者は、販売を停止している。

以上のとおり、委託期間が経過し、返品が完了し、販売が停止されている以上、債権者らには保全の必要性がない。

二 債務者は、書籍の印刷を印刷屋に依頼した後も、書籍のバックアップのため、その書籍の内容をMOの形で債務者のもとに保管している。書籍の資料を印刷屋に送付した後、債務者のもとに残る書籍のデータはこのMOだけである。

債務者がMOを保有している理由は、印刷屋での不測の事態に備えるためであり、MOを残すことは業界の常識である。

本件書籍は、従来から述べるように「MAC DE DESIGN Vol.2」と全く同一内容であって、本件書籍独自のデータは表紙部分だけである。

債権者らは、和解案においてMO等の記憶媒体からデータを全部抹消することを求めるが、本件書籍の表紙の部分は別論、債権者ら自身が許諾した「MAC DE DESIGN Vol.2」のデータ抹消を求めることは、明らかに権限の濫用である。

三 なお、本件仮処分においては、法人著作の主張は撤回することとする。

つまり、製本した部数は二〇〇〇部、平成一〇年二月一〇日付けで委託期間が終わり、同三月いっぱいまでに、書籍の回収が終わっている。

そのため、出版差止の仮処分を争う、この審尋自体がすでに効力を失っている。作品データの削除は、「MAC DE DESIGN Vol.2」のデータということになり、同書は全著者が作品使用を同意したものであるため、バックアップのためのデータコピー所有は債務者の権利内である。

二〇〇〇冊の印税の中から、21名分の版権料として、13万円程度支払うので、21名で分けて欲しい。

以上の点から、謝罪広告を掲載する意志は、債務者にはない。

塚崎健吾氏が、「回収はされているはずがない。私は、いくつかの書店に、新たに本書が並べられているのを確認していますし、そのことは、準備書面にも書いて貰っています。」と、沖中裁判官に訴えるも、「しかし、証拠書類として出されている以上、これを認めないわけには行かないのです。」と裁判官は、答えたのです。債権者側は、債務者側和解案に結論を出すことはせず、10日ほどの猶予を求めました。これを裁判官は認め、最後の結論のための10日間を得て、この日の審尋は終わりました。

当日、決着をするつもりで集まった債権者たちの衝撃は大きく、徒労と無力感の中、「各自、帰路本屋に立ち寄り、販売されている事実を撮影し、または、店員に話を聞き、証明する証拠を集めて帰宅しましょう」という結論をまとめ、解散しました。

それは、書店が終了する間際の時間でもありました。

帰路、塚崎氏、福間氏、駄場氏、藤森氏など債権者は、「マックでデザイン」が、書店に陳列されていることを確認、店員に入荷時期や取り次ぎ、回収の指示の有無を確認し、ビデオ撮影させて貰うなど証拠として十分な情報を得て、帰宅し、その後報告し会いました。

その翌日からは、都内の駅前の大型書店などを訪ね、「マックでデザイン」が陳列されていることを、何例も確認することができました。

あるものは、4月24日の入荷、又あるものは5月の入荷であると、伝票から知ることが出来ました。

また、支援者の飯田HAL氏などの支援者からや、パソコン通信を通じ連絡を取り合ったデジタルイラストレーター達からも、各地の書店での陳列の事実が報告され、それらは、柳原氏のもとに、報告書の形で郵送されていきました。しかし、これらの「回収されておらず、前回審尋で、債務者が詐称した嘘」という証明をもっとも強く裏付けたのは、福間氏の「現物の在庫がない店に、注文を出して取り寄せた」事実でしょう。

福間氏は、書店に「マックでデザイン」を注文し、取り次ぎに現物がないことを確認しました。

その上で、改めて注文伝票を切ってもらい、同書を取り寄せることが出来たのです。

その注文伝票の写しなどを証拠に、5月26日、最終となる第四回審尋が開始されることとなります。

2-4 仮処分決定

5月26日、予定時間の前に到着し、手続きを済ませていた債務者の前に、債権者が入室しました。

この日、債権者達はすでに、和解の可能性が無いことを悟り、一つも和解案を譲らない姿勢で臨みました。さらに、虚偽の回収報告をするほどなので、実際に回収をかけられる可能性も考慮し、これ以上の審尋の延長を求めない姿勢であることを確認していました。

さらに、以下のような強い文調の準備書面を用意し、完全な和解か、仮処分かを求める決意で裁判官に訴えることも確認済みでした。

(第四回審尋 債権者準備書面より 前略)

《我々は、これでもう四回も頭を債務者からこん棒で殴りつけられたような気分だ。

一回目のこん棒は、無断出版。

二回目のこん棒は、弁護士連名の回答書(疎甲第四号証)で、我々にとって原画同然の重要性を持つデジタルデータの削除の要求に対して、「株式会社エージ出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません」とぬけぬけと嘘をつかれたこと。

三回目のこん棒は、我々が全国に散らばる本件書籍の全著作権者に裁判参加を呼びかけるやいなや、債務者は反省して謝罪するどころか、これらの著作権者らに対し、「事後承諾書」を送り付けて我々の裁判提訴を妨害する行為に出たこと(疎甲第五号証の塚崎陳述書の5頁)。

そして、四回目のこん棒が、参加者が集まりようやく裁判も始まって、裁判所から著作権侵害を指摘してもらい、これでやっとのことまとまな解決が可能になるのかと胸をなで下ろした矢先、今度はこともあろうに、裁判所を相手に、虚偽を承知で、返品が完了し、販売が停止されているから差止は認められない、と差止を妨害する行為に出たこと。

もし、こんなことが本当にまかり通ったら、これでは正義はいったいどこにあるのだろうか?》(後略)

両者が裁判官の前に着席した後の風景は、塚崎氏の記録にあかあかと映し出されています。

(前略)

エージ側は、先に入室していて、我々が着席した後裁判官が、入って来ました。まず、柳原氏は、「マックでデザイン」が依然店頭販売されているとの我々の報告書を証拠書類として提出します。

裁判官は「見ましたか?」とエージ側弁護士に、聞きます。

「いいえ、はじめてです。」と言いながら、遠藤女史（注：債務者代理人・遠藤幸子弁護士）は、動揺の色が隠せません。なぜなら、柳原弁護士の質問状、「本当に本件書籍は回収されたの？」の質問に、彼女は、「エージーとの契約は2月に切れ、オーク出版は3月に回収終了しています。」と、書面で堂々と回答していたからです。その書面も、証拠になっています。さらに、本件書籍を書店に注文し 昨日、どうやらエージーから送られてきたらしい「マックでデザイン」誌が福間さんの掴んだ決定的証拠として、つけ加えられエージー側は、ガックリと観念します。（後略）

この後、債務者は債権者に背を向け、エレベーターに乗り込み、去って行きました。

裁判官は、仮処分を下すことを債権者に告げ、細かい日程などの説明が終わり、5月26日正午、審尋はすべて終了し、第一ラウンドは幕を閉じました。

3、今後

供託金を納めたり、書類を発行したりという手続きを翌日、柳原弁護士が終了させ、著作権侵害による「マックでデザイン」出版差止の仮処分をめぐる争いは、すべて終了しました。

この後、債権者には、著作権侵害をめぐる民事訴訟、いわゆる「本裁判」が控えています。

これは、仮処分をめぐる当該事実の認定作業とも云うべき裁判ですが、先に裁判所から仮処分が出ているケースを扱うものですから、事実関係の争いについては、よほどの新事実でも提出されない限り、くつがえることはないものだ、と、柳原弁護士は言います。

第二ラウンドともいうべき本裁判をめぐる争点は、争点を債権者内で確定したり、示談条件を決めるなど、残された作業は債権者に多くのしかかり、多忙なフリークリエイターが多い今回のケースでは、債権者個々の時間的負担も、大変なものになっています。

5月28日、司法記者クラブの記者会見を終了し、柳原弁護士は翌29日、債務者と取次、そして印刷会社に、仮処分の内容を知らせ、処分は発効しました。

以上が、これまでの事件の流れです。

なにぶん、個人か、それに近い法人の集合である今回の事件では、連絡を取り合うことの難しさが浮き彫りになりました。そこで活躍したのが、パソコン通信でした。

パソコン通信のニフティサーブで作ることが出来る個人掲示板、いわゆるパティオは、塚崎氏によって用意されたものですが、時間や生活スタイルの異なるクリエイター達の情報交換や問題解決の場として、電話やFAX以上に、各個人の距離を縮めたことは確かでしょう。

また、複雑で広範囲な知識が必要となるこうした事件にとって、当事者間で共有できる記録が残せたことも見逃せません。

今回の事件は、デジタル素材をめぐる審尋中の和解が壊れて行きました。

その事は、この「著作権侵害事件」という古いケースに、「デジタル」という新しい波が覆い被さってきた「波打ち際」そのものだったかも知れません。

デジタル素材の提供は、画稿をポジ化し使用していたこれまで以上に、容易に権利を侵害され、あるいは、侵害してしまう可能性に満ちています。

この問題を期に、皆様がデジタルと著作権という、古くて新しいテーマに、関心をお持ちになることを願います。

30,Mar,1998 木村 弘

FAX 0422-70-5020



エージー出版の
「マックでデザイン」問題
全資料

エージー出版は、大阪市、および千代田区九段北にある、類似名の出版社とは、まったく関係ありません。

エージー出版社長の和田光太郎氏に宛てて申入書を郵送しました。

郵便局員さんの話しでは内容証明を受けるには、20文字*26行に納まる文書1葉に限る・とかで、どうやら、専用紙に書いてカーボン複写するしか無さそう・という感じでしたので、内容証明は諦め、配達証明をつけて投函しました。コピー機も普及しているのに・・・とは思っていますが、郵便局長が、その内容を把握するには限度を設けていなければ大変ですからね・・・などと思っていたのですが、どうやら20文字*26行で1枚いくらという具合で、金銭的に頓着しなければ不可能な事では無かったようです。

以下の文を縦書きにてプリントしました。個人の住所等は省略しています。

申入書

株式会社エージー出版 代表取締役 和田光太郎 様

拝啓、貴社が、私たちの著作物の著作権を侵害していることが判明しましたので、ここに正式に抗議をするとともに、次の通り申し入れます。

貴社で発行された、「MAC DE DESIGN Vol.2」(1996年12月20日株式会社エージー出版発行)に使われていた私たちの著作物が、その後、著作者である私たちに何の使用許諾も無く、別の出版物である「マックでデザイン」(1997年8月31日株式会社エージー出版発行)に再使用されていることを知りました。

これは明かに著作権(著作財産権、著作者人格権の公表権)の侵害であります。

ここに厳重に抗議するとともに、正式な謝罪を要求します。

貴社が良識ある円満解決を望むのであれば、解決へ向けて、著作者の正当な権利として左記の条件を出させていただきます。

- 一、全著作者への正式な文書での謝罪
- 二、著作者のデータの即時返却、及び保存機器からの完全なデータ削除
- 三、全著作者へ見本書の献本
- 四、印税として発行部数×定価の10パーセントを各著作者の使用ページ数に応じた金額でそれぞれの著作者に支払う。
その際、製造、販売等につき詳細に記録した関係帳簿を作成し閲覧させることとし、その資料の配布を行う。
- 五、ペナルティとして、オリジナルの「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権使用料10パーセントの各相当額を著作者に支払う
- 六、貴社の当発行物が著作者の許諾を受けていないことを、当発行物を購入した読者に通知徹底させるため、貴社の負担で、コンピュータグラフィクス関係の書籍、雑誌へ謝罪広告を掲載する

以上の条件を叶えられない場合、また正式な回答が二週間以内に無い場合は、発行停止、回収、著作権使用料の支払いを求めて法的な措置をとることになります。

貴社の見解を回答していただくよう申し入れする次第です。

平成九年十一月四日

叶 精作
塚崎 健吾
駄場 寛
福間 晴耕
寺田 克也

別紙に回答受け付けの窓口を、私の方でと以下の文章を同封しました

株式会社エージー出版 代表取締役 和田光太郎様

同封した申入書は、「MAC DE DESIGN Vol.2」の執筆者及び、デジタルイメージ、日本出版美術家連盟の方々とも協議した結果、お送りするものです。

ご連絡は、窓口として 私、塚崎健吾が代表してお受けいたします。

回答書は、11月15日に、AG出版の代理人の差し出しで申入書に連名した5人に届けられました。内容証明・配達証明付で代理人の弁護士が何人も判子を押したピンクの封書でした。

回答書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当職らは、このたび、株式会社エージ出版の代理人として、平成9年11月4日付の貴殿らのお申し入れに対し、次のとおり回答いたします。

株式会社エージ出版が、「マックでデザイン」という本に、貴殿らの事前のご了承をいただかずに、貴殿らの著作物を掲載した事については、軽率であったことを、ここに深くお詫び申し上げます。

本件のデータは、すでに貴殿らにご返却済みでありますし、株式会社エージ出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません。

見本書につきましては、みなさまにお渡し済みとの記録がございますのでご確認いただきたくお願い申し上げます。

「マックでデザイン」「MAC DE DESIGN Vol.2」に関する金銭の支払いおよび謝罪広告の掲載については、お申し出には応じかねます。

ご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上、回答いたします。

なお、今後のご連絡は、当職らまでいただきますようお願い申し上げます。

敬具

平成9年11月14日

東京都千代田区

電話 000-0000-00000

通知人代理人

弁護士 鳥飼 重和
同 多田 郁夫
同 森山 満
同 遠藤 幸子 (担当)
同 村瀬 孝子

神奈川県	叶 精作 殿
埼玉県	塚崎 健吾 殿
東京都	駄場 寛 殿
神奈川県	福間 晴耕 殿
東京都	寺田 克也 殿

(小川町郵便局長の内容証明スタンプ付)

住所電話に関しては、一応伏せていますが、取材ためというお申し出があれば、お教えいたします。

はじめまして。時代劇画を描いている平田弘史と申します。

この度、(1997.10.20) AG 出版刊行の「Vol.3 スーパーリアル編 これがCG制作の現場だ！」¥3,800-の後半部に 10頁に渡って私の作品が掲載されています。これは友人の紹介の関係もあってノーギャラを認めての事です。

しかし、依頼に訪れた編集責任者に、このようなノーギャラで依頼するような事はしてはいけない。如何に「売れないイラストレーターや、デジタル制作で生活してゆこうとする者の作品発表の場を開拓する主旨であろうと、既に著名な作家の作品をノーギャラで借り受け、売れる為の道具に使おうとの商策はよくない！金がないなら、心ばかりの物でなりとも用意するよう、帰って社長に伝えなさい！」と、申したのであります。(今となっては、この時、貴重な大量の作品データを渡すべきではなかった、伊豆まで出向いてきた、目の奥が濁っていない彼と彼女二人をそのまま帰し、社長の返答を待って渡すべきあった。と、反省している次第なのです。)

渡したデータは、本に出版する過程でコピーするのは、仕方ないとしても作業終了後は、すべて、二度と復帰出来ないように抹消されなければならぬものです。(現時点で、それらの確認は誰がするのでしょうか？法的に規定があるのでしょうか？罰則はあるのでしょうか？これは大変重大な問題と思います。)

「MAC DE DESIN 2」がソフトカバーを変えて「マックでデザイン」として著者に許可なく出版され、「これがCG制作の現場だ！」も、原稿流用されていたとすれば、これは断じて許すべきことではありません!!! 社長含む五人の会社ながら、CGの世界を盛り上げてゆきたいので何卒お願いします、の願いに依って、いわば、情けをかけた思いであるのに仇で返すような振る舞いは言語道断!

もし、発行人 = AG 出版社長 和田光太郎氏が、上記の不埒をしているのならその元凶は、執筆者全員に有ると言わねばならない。ノーギャラで応じた事が、いけないのである! 執筆者全員は、和田光太郎と言う人間を、ねじれた方向へ導き、自分で自分の首を締め上げてしまう愚かな行為をしてしまったと反省せざるを得ない筈だ。ともあれ、失敗はあるもの、失敗した者は、次の人間が失敗しない為にも、これからのデジタル世界の為にも、失敗した者同志で結束仕合い、この度のAG問題を良き材料として糾弾し、よりよい方向を模索し解決してゆく義務が生じたと、認識しなければなりません。

1997.11.4

平田弘史

所詮は日々の己の仕事に明け暮れて、なんの対処も出来ずに断ち消えるまでの事よ。

所詮ア - ティトなどと言う輩には、一致協力して対処しようなどの能力などないもので、それだからア - ティトと言うわがまま者の、仕事をしていると言えるのだよ。ハハハ、.....

どうせ何もできやしないさ アハハハハハ、、、ハハハハハハ、、、ハハハハハハ、、、
.....

クソ！ 敵がそうでも思っているとしたら、ワシャ 頭へくるぞよ。過ぎ去る事、今から40年程まえの事、ワシが20でまんが家になり、大阪の日の丸文庫へ月々原稿を納めに行っていた頃、倉庫を見る機会があってその時、ア然としたものだ。今の様にダンボールに入れられるでもなく、原稿は角封筒に入れられているものは、ましな方で、ほとんどは裸のまま無造作に積み上げられており、運の悪い奴は破れた包装紙が散乱する床に、はみだしてあり、あちこちに踏みつけられた原稿があったのである。既にゴミ同様になっているものもあった。この時期、著作権！ などと騒いでもダ~れも、、、?、、、と言う顔して、サッサと、それぞれの暮らし方の方向へ去って行った事だろう。そのお陰で、当時の原稿は、全てゴミとなって消滅したのである。従って、これらの作品のクオリティ良い再版でメシは食えなかったのである。現在でこそ、劇画まんが世界の著作権も確立してきたが、デジタルは今まさに40年前の、まんが世界同様かも知れぬ。苦勞して作ったデジタル作品も、作家の手を離れたが最後、その後に我が身への収益にはつながらず、つまりは、ゴミ同様になる杞憂を孕んでいるのが現状かも。今、このパティオに集まる人々は、AG問題をキッカケに、先駆者たる意識を以て、ア - ティト世界の為に奮起しなければ、やがては我が身、我が作品をもゴミにする事になるかも。

このパティオに、今日まで登録された関係文を、そのままコピーして、著作者全員に郵送するなど如何でしょうや？

1997.12.13 平田弘史

支援者のメッセージ

加藤 直之氏のメッセージ

「MAC DE DESIGN Vol.2」に参加された皆さん、はじめまして。

私は、日本出版美術家連盟という、主にエディトリアルの世界でイラストを描いている画家の組織で理事として、著作権や契約問題など、画家の権利を守るための活動をしています。同時に、同じように、クリエイターの権利を守るために組織された、画家、デザイナー、イラストレーターの各団体が参加する日本美術著作権連合の理事も勤めています。もちろん、常に被害者というわけではなく、著作権そのものを広く世間に認知してもらうために、写真家、小説家や脚本家、学者、CD-ROM 制作者、そして出版社（出版社にも守るべき著作権はあるのです）の組織とも連絡を取り合いながら、著作権の啓蒙活動にも勤めています。私自身も、個人として過去 25 年ほど、出版の世界で仕事をしており、多くの雑誌や単行本、そして各種イベントで自分のノウハウを公開しています。もちろん、中にはタイアップということでノーギャラで引き受けたものもあり、今回の「MAC DE DESIGN Vol.2」のような仕事もありましたが、基本的には、どれも、引き受ける時にきちんと条件を検討し、両者納得した上でのものであり、自分の知らない間に体裁が変えられて勝手に本が出版されていたなんてことはありませんでした。ふつう、力のある出版者は、本の出版も長いスパンで考え、最初は赤字でも、長く売ることによって黒字に持っていったり、他のより売れる本で赤字の穴埋めをしたりしてトータルで儲けを出すように経営していきます。しかし大手でないところは、損益分岐点や粗利、純益が出るまでを、前もって計算し企画をたてます。今回、AG 出版が最初に企画した「MAC DE DESIGN Vol.2」は定価を高くすることで赤字にならないようにしています。しかし、作品を流用した「マックでデザイン」は当然ながら編集代、製版代がいっさいかかりません。これは出版者にとっては非常に「おいしい」話です。私が過去に画集を出版してきた場合では、こういった時、ロイヤリティ（印税率）がアップしました。今回の本を、作品の広告と考えておられる方にとっては関係ないかも知れませんが、著作権の使用料でもって生活している方にとっては、それは財産権の侵害となります。今回、裁判に訴えようとしている方たちの金銭面での要求は、正当な使用料の請求や著作者人格権侵害に対する慰謝料だけとなっていますが、過去のこういった事例では、正当な著作権使用料だけでなく、出版者の純利益分まで、著作者側に支払いを命じるそうです。出版者が持つ「出版権」というのは、非常に強い権利として法律に定められておりますが、いったんそれを裏切った場合、重い罰を与えるようにも定められています。以下にその一部を紹介します。

出版者から著作者にロイヤリティ（ギャラ）が支払われる許諾契約なら

著作権法

第八一条（出版の義務）

二 当該著作物を慣行に従い継続して出版する義務

とあるように、出版の継続は正当な行為ですが、

第八二条（著作物の修正増減）

(1) 著作者は、その著作物を出版権者があらためて複製する場合には、正当な範囲内において、その著作物に修正又は増減を加えることができる。

(2) 出版権者は、その出版権の目的である著作物をあらためて複製しようとするときは、そのつど、あらかじめ著作者にその旨を通知しなければならない。

支援者のメッセージ

ともあります。私は、自分の作品がこういった媒体にこういったタイミングで発表されるかを厳密に自分のコントロールの下においています。これはライバル関係にあるクライアントから複数、仕事を貰うための、過去の苦い経験から学んだ知識であり、ノウハウであり、法律もそれを保証しているのです。無料での広告であるというなら、半年以上も経過していながら著作者の意思（住所情報も非常に大事な要素です）を確認しないまま出版することは、広告主を裏切ることであり、自らの提案、約束（ビジネス）を果たしていないこととなります。実際に叶精作さんは出版の通知も受けず、住所も古いものがそのまま印刷されていました。さらに今回の本が、掲載者の作品の広告であるなら

第八四条（著作権の消滅の請求）

(3) 複製権者である著作者は、その著作物の内容が自己の確信に適合しなくなつたときは、その著作物の出版を廃絶するために、出版権者に通知してその出版権を消滅させることができる。ただし、当該廃絶により出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償しない場合は、この限りでない。

と条文にあるとしても、今回の本を広告と考えるのであれば、広告主はは何の賠償金も支払わずに、自分の広告を打ち切る権利を持っていると考えたいところです。出版社や印刷所は、次の仕事の依頼を期待して、版を保管している場合が多いようですが、それはあくまで、次の依頼が来たときのためのもので、依頼や新たな契約がないのに、それを使用し、出版してしまうのは、非常に悪質な著作権財産権、著作者人格権の侵害といえるでしょう。すでにこの件を日本美術著作権連合に報告し、所属団体の理事の全員の賛同を得て、被害者の皆さんの応援をすることを決定しております。今回の本を無料の広告と考える皆さんも、実際に侵害されて、被害を受けた方々の気持ちを汲みとっていただいで協力くださるよう、ぜひお願いいたします。

日本美術著作権連合、日本出版美術家連盟理事

加藤直之



SF 画家
日本 SF 作家クラブ会員
日本出版美術家連盟理事、日本美術著作権連合理事

仮処分申立書

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

著作権侵害差止仮処分申立事件

申立の趣旨

一、債務者は、別紙著作物目録記載の著作物を出版、販売又は頒布をしてはならない。

二、債務者の別紙著作物目録記載の著作物の製品、半製品及び紙型の占有を解いて、東京地方裁判所執行官にその保管を命ずる。

との裁判を求める。

申立の理由

一、当事者

別紙当事者目録記載の二名の債権者らは、デザイナー、漫画家、或いはイラストレーターを職業とする個人又は法人であり、債務者は書籍の出版・販売を主たる業務内容とする法人である。

二、権利の目的たる著作物及び著作権者

債権者らはいずれも、左記の通り、別紙著作物目録記載の著作物（以下本件書籍という。疎甲第一号証）に掲載された美術著作物の著作権者である（以下、これらの美術著作物を総称して本件著作物という）。本件著作物は、「マックでデザイン」という題名からも明らかな通り、コンピュータを使って美術著作物を制作した、いわばデジタル著作物であり、そのトータルは本件書籍に掲載した著作物のうち約四一%（合計一四頁÷総頁数二七六頁・〇・四一三〇）を占める。

記

本件書籍の掲載頁	著作権者
六～七頁	藤森美能
三六～四三頁	津熊清嗣
四四～四七頁	鴨原幸男（ラックワン）
五六～六一頁	有限会社阪田量士写真事務所
七四～七七頁	オブテック株式会社
七八～七九頁	UFO デザインこと花城俊司
八二～八三頁	有限会社西日本シール（PlanningStudioS & C）
一〇〇～一〇一頁	福間晴耕
一〇二～一〇五頁	駄場寛
一四二～一四三頁	株式会社アイ・キュー
一五四～一七五頁	叶精作
一七六～一七九頁	上口睦人（上口デザイン研究室）
一八四～一八五頁	株式会社プレストジャパンアート
一九八～一九九頁	横山弥生
二〇二～二〇五頁	塚崎健吾
二二二～二二三頁	株式会社八木スタジオ
二二六～二三七頁	唯登詩樹こと加藤正
二三八～二三九頁	寺田克也
二四〇～二四九頁	細井敏昭（クリエイト・システム・サポート）
二五〇～二六一頁	遊佐光明
二六八～二六九頁	福間晴耕
二七八～二八一頁	谷口広樹

三、債務者の無断出版行為

平成八年九月ころ、債権者らは債務者の求めに応じて、本件著作物を「MAC DEDESIGN Vol. 2」という書籍（以下本件出版物という。疎甲第二号証）に掲載することを同意し、本件出版物は平成八年一二月二〇日、債務者より日本のみならず海外において定価一万六千円の豪華本として出版された。なお、本件出版物はデジタルイラストの普及と啓蒙を謳い、及び債権者らのデザイン技術のプロモーションを目的とするものであったので、債権者らは本件出版物の出版にあたって著作権使用料を取らなかった。

ところが、その後、債務者は、この種の出版物が商売になることを知って、今度は、本件出版物を表紙と題名だけ変更し、中身をそっくりそのままの形で本件出版物の廉価版（定価四七〇〇円）として出版することを企画し、平成九年八月三十一日、本件書籍を、債権者らをはじめとする本件出版物に掲載した著作権者たちに何のこともなく無断で、同じく日本のみならず海外において出版し、これにより少なからぬ不当な利益をあげたものである。

四、債権者らと債務者との交渉

その後、債権者らは、平成九年八月下旬、債権者らのひとり叶精作がたまたま本件書籍が書店に並んでいるのを見て初めて本件著作権侵害の事実を知り、同年一一月四日、債権者らのうち叶精作、塚崎健吾、駄場寛、福間晴耕及び寺田克也五名は、債務者に対し、著作権侵害の抗議と良識ある円満解決を目指した謝罪広告等の和解案の申入れをおこなった（疎甲第三号証）。

しかし、これに対し、債務者から、同年一一月一四日、弁護士名で、本件書籍を債権者らに無断で出版した事実は認めたものの、にもかかわらず、肝心の損害賠償や謝罪広告の要求には一切応じられないという著作権侵害事件としてちょっと信じられない非礼な回答、さらにまた、実際は本件著作物のデータを債務者の元に保存しておきながら「保存機器からのデータ削除は完了しております」という虚偽の回答をする（その理由については、疎甲第四号証塚崎陳述書の3頁の・で説明）という回答書が届けられた（疎甲第五号証）。

そこで、この五名の債権者らは、債務者が根本的にはこうした著作権無視の横暴な態度を何一つ改める気がないことを悟り、かくなる上は、正式に公的な救済を求めるしかないと決断し、そこで、代理人を選任し、同年一二月下旬、劇画家及びイラストレーターとして著名な平田弘史氏及び加藤直之氏の支援の下に、今回、同じく著作権侵害の被害を受けた（日本中に散らばっている）他の著作権者に対し、訴訟参加の呼びかけを行ない（疎甲第六号証の一～三）、その結果、一六名の著作権者がこれに賛同したものである。

すると、こうした債権者らの動きを知った債務者会社の代表取締役和田光太郎は、そこで債権者らの憤りの深さを思い知り反省するどころか、こともあろうに、債権者らが訴訟参加を呼びかけた各著作権者に対し、年末から年始にかけて、負けじとばかりに、電話で本件書籍に関する著作物の利用を事後承諾してほしいと懇請するという行為に出たのである（疎甲第四号証塚崎陳述書の4頁参照）。

こうした行動のうちには、債務者の著作権無視の横暴な本質が余すところなく見て取れる。さらに、日本の著作権者には手の届かない海外において、堂々と海賊版同然の販売行為を行なう点においても悪質な点極まりない。その上、債務者は、今回の出版物を足がかりに、もっかこの種の書籍の刊行を積極的に進めており、再びこうした無断出版行為がくり返される虞れが大いにある（疎甲第四号証塚崎陳述書の5頁参照）。それゆえ、債権者らは、そもそもの無断出版行為といい、その後の非礼な回答書といい、さらにこのたびの厚顔無恥な著作権者らの抱き込み工作といい、海外での海賊版同然の行為といい、首尾一貫して著作権を無視して止まない債務者の横暴で悪質な行為を断じて容認することができない。

のみならず、本件の著作物は、デジタル著作物としてコンピュータにより誰でも容易に複製・加工・編集ができるという特質を有しており、それゆえ、これだけ堂々と首尾一貫して著作権侵害を実行し、今なおデジタル著作物のデータの削除に関し真っ赤な嘘をついている債務者に対して、本件の著作権侵害以外にも、債務者の元でひそかに保存されている本件著作物のデータそのものが、債権者らが知ることが極めて困難な形で、例えば海外などでひそかに販売されているのではないかという大いなる危惧を抱かざるを得ない。

五、そこで、債権者らは、本件がデジタル時代におけるこうした新たな著作権侵害問題をはらんだ重要な事件であることを自覚し、一方で、インターネット上に「デジタル時代の著作権問題 デジタルアーティストは著作権侵害といかに闘うべきか ----AG出版「マックでデザイン」問題 ----」というホームページを開設し（そのURLは <http://www.bekkoame.or.jp/kengyu/cyosaku.html>）、デジタル著作物をめぐるこのような悪質極まりない著作権侵害事件の根絶を目指して世界に向けてアピールしていくと同時に、他方で、司法的救済を受けるため、債務者に対し、本件書籍の出版差止及び損害賠償請求の訴を提起する準備をしているが、しかし、本案判決をまっては差止の実効は得ず、また債権者らが回復し難い損害を被ることは必至である。

よって、債権者らは、さしあたり著作権者の地位を保全するため、本申立に及んだ次第である。

以 上

疎明方法

- 一、疎甲第一号証 債務者発行の別紙著作物目録記載の書籍
- 二、疎甲第二号証 債務者発行の書籍「MAC DE DESIGN Vol. 2」
- 三、疎甲第三号証 五名の債権者ら作成の申入書及びその配達証明書の一、二
- 四、疎甲第四号証 債務者の代理人弁護士鳥飼重和ら作成の回答書
- 五、疎甲第五号証 債権者塚崎健吾作成の陳述書
- 六、疎甲第六号証 五名の債権者ら代理人弁護士柳原敏夫、劇画家平田弘史及びイラストの一～三 レーター加藤直之作成の呼びかけ文

添付書類

- | | |
|------------|-----|
| 一、委任状 | 二一通 |
| 一、会社の登記簿謄本 | 七通 |

平成一〇年二月三日

右債権者ら訴訟代理人
弁 護 士 柳 原 敏 夫

東京地 方裁判所
民事部第二九部 御中

陳 述 書

塚崎 健吾

1. 略歴

私は昭和26年石川県金沢市に生まれたデジタルイラストレーター(コンピュータグラフィックスを利用した絵師)です。学生時代は、油絵の古典的描画技法を研究し、伝統工芸人形作家のもとで10年間近く人形作りをした後、イラストレーターとなりました。

当初は教育系出版物や、博物館の展示用イラストを描いていましたが、趣味で使っていたパソコンで、イラストを手がけることが出来るようになって方向性が変わり、現在では企業の広告用イラストや書籍表紙、ゲームキャラクター、アニメーション制作等が主な仕事となっています。

イラストレーターとしての経験は12年程度ですが、コンピュータグラフィックスによるイラストのキャリアは長いつもりで、「デジタルイラストレーター」を名乗っています。

最近では、デジタル・グラフィックスに関する著述の仕事も手がけています。

2. 本件著作権事件の経緯

(1) 平成8年9月5日、株式会社エージー出版(以下エージー出版と略称します)より、私のデジタルイラストレーションの作品を、「MAC DE DESIGN Vol.2」という書籍に掲載しませんかとの電話及びFAXによる誘いを受けました。

エージー出版編集担当者の説明によれば、当出版物「MAC DE DESIGN」はデジタルイラストの普及と啓蒙を目的としたもので、一般書籍として販売するというよりは、広告代理店や大手デザイン会社、企業の企画室等に備えて貰っているものである。

印刷等には最善を尽くすので、著作者自らのプロモーション効果も期待出来る豪華な本となる、印刷等の費用がかかるので、原稿料は出せないが、出来上がりの「MAC DE DESIGN Vol.2」を一冊を献本させていただく、という説明を受け、これに同意しました。

当時、私は、キリンビール株式会社の商標である「キリンマーク」を3Dデジタルイラスト(立体CGイラスト)で制作するという仕事を完了したところであり、同社から、デジタルの仕事として公表しても構いませんよと承諾をいただいていたので、これは記念にもなると思いました。

もっとも、依頼を受けた自作品の制作過程を記事として執筆しているときは、原稿料が無いということに、プロとしていささか抵抗を感じるものがありました。

そして、原稿と作品画像の入ったMO(光磁気ディスク)をエージー出版に送った際、私の作品を使用する場合は、各クライアント(広告依頼社)にエージー出版から出版承諾の確認をして貰うことと、画像横にクライアント名を入れて貰うこと、これが無い場合は掲載をお断りするという文書を付け、電話でも同様の確認をいたしました。

当出版物「MAC DE DESIGN Vol.2」は、平成8年12月20日、エージー出版より定価 壱萬六千円のハードカバー豪華本として出版されました。

この時点では、作品データを管理することになる出版社がこれを不正使用しうる危険性については、全く考えることすらありませんでした。

(2) 平成9年6月9日、エージ出版から「これがCG制作の現場だ! 3D編」(シリーズNo.2)への参加要請を電話で受けました。

この出版物も「MAC DE DESIGN Vol.2」と同じく、デジタルイラストの制作過程を紹介するものだという事でしたが、このときは多忙を理由にお断りしました。

そのあと、参考にとエージ出版からは「これがCG制作の現場だ! コミック編」(シリーズNo.1)が、送られて来ました。その内容は著作者本位というよりは、おもしろおかしく作ろうという感じのもので、少し疑問を感じました。

平成9年7月、又、エージ出版から、今度は「これがCG制作の現場だ! スーパーリアル編」(シリーズNo.3)というのを出版するので、寄稿して貰えないかとの電話が入りました。私は、1ヶ月と間を空けずに次々と、デジタルイラストの制作過程を紹介する書籍を出版するというエージ出版の勢いに、正直驚いてしまったことを覚えていています。

このときは、私は自分の画風が「リアル」では無いからという理由で断ったのですが、エージ出版編集担当者から、「では、リアルな絵を描かれるかたをご存じ無いですか、紹介していただけませんか?」と問われ、つい自分の尊敬する「リアル」な作家として、懇意にさせていただいている、平田弘史氏と、加藤直之氏を紹介してしまったのです。

後日、エージ出版から電話が入りました、「加藤先生には、ご承諾いただけませんでした。平田先生からは『塚崎さんの紹介では断れないね』と承諾いただきました。」とのこと、軽率な紹介をしてしまったのではと後悔しました。「やはり塚崎さんも、寄稿して貰えませんか?」とエージ出版編集担当者が言う言葉に、つい、自分も責任上寄稿せねばならないような気持ちになってしまったのです。さらに、エージ出版編集担当者は「以前のMAC DE DESIGN Vol.2の時の原稿が残っていれば、あらためて書いて貰わなくともよろしいですが・・・」と、提案しました。

私達が、「MAC DE DESIGN Vol.2」に提供した原稿というのは、作者自らが画像と文字説明をパソコン上で組み立てたデータそのもののことです。エージ出版は、従来の製版のように画像を写真撮影したり、スキャニングしたりする必要も、文章原稿を打ち直しする必要も無く、著者からデータを受け取って、そのデータをレイアウトソフトに流し込むだけで、最終印刷原版を即座に作り出す事が出来るのです。

1ヶ月で1冊のペースで、このような書籍を作り上げる事は、こうしたデジタルデータの利用が無ければ、不可能な事でもあります。「MAC DE DESIGN Vol.2」用に提供した私のデータは、1枚のMOに保存され、エージ出版に渡され、出版使用後、私の手元に返却されて保管してあるので、それをそのまま利用すれば、私も原稿を制作する時間がかからないかと思い、承諾してしまいました。

平成9年7月後半に「これがCG制作の現場だ! スーパーリアル編」(シリーズNo.3)の記事用として、エージ出版より作者としてのインタビューを受けました。

このときのインタビューのエージ出版編集担当者の態度や姿勢は、何となく後ろめたいような面もちで、余り感じの良いものではありませんでした。

書籍の掲載用のデータとして、私はこのとき単独の参考作画データの入ったMOのみを渡し、以前「MAC DE DESIGN Vol.2」で使った私の制作過程の画像と文章のデータは、渡しませんでした。

これは、エージ出版が、以前、私が渡した「MAC DE DESIGN Vol.2」用の私の原稿データを所蔵しているかどうかを試すつもりもあり、そのようにしたものです。

(3) 平成9年8月26日、この「これがCG制作の現場だ!スーパーリアル編」(シリーズNo.3)が出版される直前に、「MAC DE DESIGN Vol.2」の著者のおひとりでパソコン通信上の友人でもある劇画家の叶精作氏より電子メールを貰いました。

内容は、叶氏が、たまたま書店に並んでいた「マックでデザイン」という書籍を見つけ、中を見ると「MAC DE DESIGN Vol.2」と同じものであった、この書籍の出版に関して、エージ出版からは全く連絡を受けていないのでエージ出版には、すぐさま電話で抗議した、という内容でした。

その電子メールをいただいてから数日後、エージ出版より、私の所に、献本ということで一冊の書籍が送り届けられました。

それが、本件書籍「マックでデザイン」です。

それは、「MAC DE DESIGN Vol.2」の増刷と言うものではなく、価格も装丁も異なった「マックでデザイン」というソフトカバーの本でした。

私は、この本を見て大いに疑問を感じました。

内容は「MAC DE DESIGN Vol.2」と同じとはいえ、1年近く経ての無断出版です。

著者紹介としての、連絡先住所などは、その間に変更している人もいます、つまり、著者個人の都合は、全く考えていないものであると言わざるを得ません。

著者にさえ、出版の承諾を得ずに出しているのですから、自分達の著作物にかかわるクライアントへの承諾などしている筈もあり得ません。

エージ出版には、完全な不信感を持つようになりました。

(4) 平成9年10月エージ出版の「これがCG制作の現場だ!スーパーリアル編」(シリーズNo.3)は、結局、制作過程紹介の原稿用のデータを、私に対してあらためて提供してくれという依頼もないままに、書籍として出来上がって来ました。

私の作品に関して言えば「MAC DE DESIGN Vol.2」のものと内容は同じですが、レイアウトや各図版の大きさは異なっています。

エージ出版が自身で「MAC DE DESIGN Vol.2」の刷版を切り刻んで作り直した、という事も考えられなくはありませんが、そんなことをすれば費用が莫大にかかりますし、単に私に「制作過程の画像と原稿が在りませんので送って下さい。」と電話をすれば良いだけのことから、それは、あり得ないことです。

つまり、エージ出版は、以前私が「MAC DE DESIGN Vol.2」用に渡した私の作品のデータを、MOを返却する事で、返却したとしながら、実は、我が物として所有(コピーして保存している)し、持ち出して来ているのは明らかであることが確認出来ました。

無償でデータを提供し、コピー所有されていても無頓着では、CGイラストを世に知らしめるどころか、デジタル著作物の問題点を広げるばかりになってしまいます。

エージ出版より、誰か相応しい人を、と頼まれて、「これがCG制作の現場だ!スーパーリアル編」(シリーズNo.3)に尊敬する平田弘史氏を紹介してしまったことは何よりの痛恨事となりました。

とりあえず、今後エージ出版からの依頼は一切受けないこととして、「マックでデザイン」(以下、本件書籍とします)を放置してはおけない、どうすれば良いのか、と模索を始めました。

事情を聞いていただいた平田弘史氏からは、FAX と電話で、この問題は今後のデジタル世界の為にも放置しておけぬ事で、パソコン通信を使うなりしてでも広く世界に知らせる必要がある、との連絡をいただきました。

確かに、私の著作権侵害等についての問題意識の低さも責められることですが、これは単に自分だけの問題ではないと思ひ至り、友人であり日本美術著作権連合理事をされていて著作権侵害問題に造詣の深い加藤直之氏に、この経緯を話し、助言を仰ぎつつ、本件書籍著作者のうちニフティサーブというパソコン通信のネットで連絡のとれる友人4人と連絡を取り合い、詳しく話し合いました。

「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作者は65名ですが、私を含めた5人が集まって2人が、本件書籍の存在を知らず、かつエージ出版からの献本も受けていないことが判り憤懣を感じました。

平成9年11月4日、本件書籍の著作者である先の5名(叶精作氏、駄場寛氏、福間晴耕氏、寺田克也氏、と私)の連名で、エージ出版代表者 和田光太郎氏 に対し、著作権侵害の抗議と良識ある円満解決を目指した謝罪と賠償、著作者のデータの即時返却および保存機器からの完全なデータ削除、著作者全員への献本等の和解案の申入れを書面をもっておこないました。

いくらか、強い文面で、これだけの連名者があれば、すぐに謝罪の連絡が来るだろうと思っていたのですが、これに対し、同年11月14日エージ出版から届いた回答書は、弁護士5名の連名で、本件書籍を私達著作者に無断で出版したことは認め、「お詫びする」と書く一方で、損害賠償や謝罪広告の要求には一切応じられないという、筋の通らない開き直りと取らざるを得ない内容のものでした。

さらにまた、我々5人の内でも3人しか受けていない献本を、エージ出版は「全員に配った」と言い、「MAC DE DESIGN Vol.2」の時の私のデータをエージ出版の元に保存し、一年近く後に、さらなる別の本「これがCG制作の現場だ!スーパーリアル編」(シリーズNo.3)に利用したことをエージ出版自らが見せつけながら、回答書では、「保存機器からのデータ削除は完了しております」などというあからさまな虚偽の回答をしています。

このような無責任、破廉恥で挑戦的ともとれる回答書を受け取った私達5人は、エージ出版がこうした著作権無視の横暴な態度を何一つ改める気がないことを悟り、私達の著作物データを私達の意に反して保存しているエージ出版が、これを不正使用することを防ぐためには、正式に公的な救済を求めるしかないと決断しました。

たとえば、私の著作物は、その仕事の性質上、クライアントたる企業やデザインプロダクションのイメージに大きくかかわるものであり、それらクライアントの了承無くして勝手に出版物等に発表することの出来ないものが多数有ります。今回、私は本件書籍の著作物データの不正使用の事実を、クライアントに対して説明し、納得してもらいましたが、私の職業上の信用は非常に傷つけられたと言わざるを得ません。こうした職業上の信用を守るためにも、今後、このようなことが繰り返されては絶対にならないのです。そこで、私達5人は、代理人を選任し、平成9年12月下旬、劇画家として著名な平田弘史氏、及びSF画家として著名な加藤直之氏の支援を受け、今回、同じく著作権侵害の被害を受けた、日本中に散らばっている他の著作権者に対し、「MAC DE DESIGN Vol.2」と同データによる本件書籍出版の事実(私達同様この事実自体を知らない人が多かったのです。)を知らせ、申入書、エージ出版からの回答書、ならびに支援者のメッセージを同封し、訴訟参加の呼びかけを行ないました。

その結果、16名の著作権者がこれに賛同の意志を表明してくれました。

また、3人の著作権者の方から、それぞれ電子メールで連絡していただいた事ですが、私達のこうした行動を知ってエージ出版の代表取締役和田光太郎氏は、態度を改めるどころか、私達が、訴訟参加を呼びかけた各著作権者に対し、年末から年始にかけて、素知らぬ顔で電話をかけて、本件書籍に関する著作物の利用を事後承諾してほしいと懇請し、承諾書同封で本件書籍を献本するという行為に出たのです。

問題意識のある人は、かえって憤慨して私達に賛同して下さったのですが、エージ出版のこのような行動には、ただあきれられるばかりです。

3. 結論

こうしたエージ出版の行動は、本来信頼によって成り立ってきた作家と出版社の関係を根底から覆そうとするものです。信頼無しには、出版社は作家に依頼出来ない筈ですし、作家も作品を提供することが出来ません。そして、エージ出版は、そもそもの無断出版行為といい、私達の申入書に対する開き直った回答書といい、さらにこのたびの厚顔無恥な著作権者らの抱き込み工作といい、首尾一貫して著作権無視の横暴な本質を余すところなく露呈しております。

また、本件の債権者たる私達が、フリーのイラストレーター等のいわゆる孤立した個人あるいは個人プロダクションであるため一致団結してことに対処できないであろうことを見越して、仕事をまわしてやる側なのだと言うような態度で押し切れるとたかをくくった様が見て取れます。実際、日本中に散らばった各著作者へ連絡を取ることや返事を貰うことは想像以上に、時間と労力のかかることで、一人一人と直接話し合わねばならない事も度々で、意見をまとめるにいたるまでは本来の仕事も手に付かないほどのことでした。エージ出版の開き直りの態度は、このような状況を想定しての事かと、その悪辣さがかえって、これらの作業を継続する力になりました。

今は、パソコン通信や、インターネットのメールで、深夜でも遠方でも瞬時に連絡を取り合えます。電話番号以上にメールアドレスが役に立ちました。ばらばらの個人でも団結して力を合わせる事が、出来るのです。

本件書籍は、従来の1点だけ存在する原画による複製印刷ではなく、コンピュータ内部に蓄えられたデータによって作られています。これは、補助記憶装置であるフロッピーディスクや光磁気ディスクによって、簡単にコピーし保存出来ます、全く同じものを時間さえあれば無限に作り出すことも出来ます。それらは複製ではなく、すべてが原画です。

これだけ明らかに嘘を語り、著作権侵害も省みることのないエージ出版は、今も恐らく我々の著作物データを削除してはいないでしょう、本件書籍と同様に我々著作者が知りうる蓋然性が低いところでの使用は、十分に考えられます。

「MAC DE DESIGN Vol.2」は、海外でも出版されたと聞いております。

本件書籍も著作者に無断で、海外でも出版されていると思わざるを得ません。

また、エージ出版は、我々だけでなく、今現在も同じような方法で、デジタルデータの提供者を集めて出版を準備しています。本件書籍は、そうした著作者勧誘の際に「この作家にも、この作家にも、このように無償で協力をいただいています。」と、サンプルとして利用されているという事実も、パソコン通信を通じて連絡をいただいています。

エージー出版は、高価格の「MAC DE DESIGN Vol.2」で市場調査をし、売れると見て廉価版を作ったものと思えません。 著作者に支払うロイヤリティーが無いとして進められるならこれほど、儲けの多い方法はありません。

デジタルが旬の間に、ともかく出版してしまおうと、同一企画の「これがCG制作の現場だ」シリーズも月1冊のペースで発行したわけでしょう。

編集作業のほとんどが、著作者任せであるからこそ可能であることは先に述べた通りです。

著作者が文句を言うなら、文句を言わない作家を探せば良いだけで、デジタルイラストレーションの技法書は、これからは幾らでも同じようにして作っていけると考えている事でしょう。

デジタルイラストの啓蒙のつもりでという私たちの願いは、無惨にもねじれた形で私たちに跳ね返って来ました。

これらの事実に眼を閉ざさず、真正面から立ち向かって、あるべき正しい関係を主張する事こそが、デジタルイラストの啓蒙になるのだと、今は考えています。

私達は、本件がデジタル時代における著作権問題を警鐘する事件であるとし、インターネット上に「デジタル時代の著作権問題 デジタルアーティストは著作権侵害といかに闘うべきか ----AG出版「マックでデザイン」問題 --- 」

(<http://www.bekkoame.or.jp/kengyu/cyosaku.html>) というホームページを開設

し、デジタル著作物に関する著作権侵害事件の一例を通して、著作権や人格権の尊重を考え、個々の作家、及び出版等のメディアに従事する人たちにもデジタルの著作権に関して、積極的な認識を持つようにしようと、訴える事にしました。

デジタルデータだから、取り扱いが簡単である。

しかし、簡単であればあるほど、容易に著作権や人格権を踏みにじる事もあるのだと言うこと。

デジタルデータだからこそ、より慎重に管理し、責任を持った対応をせねばならない。

エージー出版の代表取締役和田光太郎氏には、このことを心の底から理解して認識を改めて貰いたいと思っています。

しかし、エージー出版の場合は、とてもこのような言葉が通じる相手ではありません。

むしろ、こうしたデジタルデータ使用の黎明期である事を利用して、ほとんど詐欺同然の、常識的な出版社には考えもつかない悪質な商法を展開しているからです。

和田光太郎氏の行為は、単にエージー出版1社の信用をおとしめただけではなく、世界中、すべての出版という業務の信頼関係を失墜させたものです。

これら一連の事実をふまえて、本件書籍の「マックでデザイン」誌の、出版及び販売の即時、差し止めをお願いするものであります。

平成10年1月31日

弁護士 柳原 敏夫 殿

下記の文書はAG側弁護士 遠藤幸子氏が作成提出した答弁書の全文です。
改行など、そのままです。住所等は載せませんでした。

平成一 年（ヨ）第二二 九号売掛金請求事件

債権者 叶精作 外二名
債務者 株式会社工 - ジー出版

平成一 年三月九日
〒一 一 - 五二
東京都千代田区

電話 三 -
ファックス 三 -
債務者訴訟代理人
弁護士 遠藤幸子

-1-

東京地方裁判所 民事第二九部 御中

答 弁 書

第一 申立の趣旨に対する答弁

- 一 債権者らの請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は債権者らの負担とする。
との裁判を求める。

第二 申立の理由に対する答弁

「一当事者」について

認める。

「二権利の目的たる著作物および著作権者」について

1 法人著作

著作者とは著作物を創作した者であり、通常自然人たる個人である。

本件の場合、法人著作の主張があるが、法人著作が認められるためには、さらに要件が必要であるところ、債権者らはその主張をしていない。

また、その法人名義で公表されることが必要であるところ、たとえば、有限会社西日本シールなどは法人名で公表していない。

2 債権者らの製作部分について

本件のグラフィックは、コンピューター画面に作出されたものを 等に固定して提供されており、本件書籍はその複製物である。

債権者らは、本件書籍の担当ページの著作権を主張する。しかし、債権者らは、本件グラフィックを製作し提供したのであって、提供を受けたものを収録し、グラフィックの大きさなどを調整して配列を考え、見開きページに掲載したり、解説文の長短や語調を整え、本件書籍全体を通して統一性のあるものとしたり、解説文に英文の翻訳文を付したりして、編集し、本件書籍としたのは債務者である。この編集には明らかに債務者の創作性が認められる。

したがって、債権者らが主張する各担当ページには、債務者の著作権も重畳的に発生している。

よって、債権者らの四パーセントという主張には理由がない。

3 なお、津熊清嗣の製作部分は三六頁からではなく四頁からであるので訂正を求める。

「三債務者の無断出版行為」について

1 複製権

債務者は、企画書（乙第一号証）にしたがって債権者らの許諾を得て、債権者らの本件グラフィックを複製し本件書籍とした。

「 D D S G 」と「マックでデザイン」は表紙の一部と、題名がローマ字か日本語かという違いしかない書籍である。書籍自体にも注意書きしてあるとおり。内容はもちろん順番などにいたるまで、何の変更もない。債権者ら自身も認めているように、すべて中身は同一である。したがって、「マックでデザイン」は、いわば「 D D S G 」の増刷版であって、債権者らの許諾は、「 D D S G 」のみならず、「マックでデザイン」にも及んでいる。

したがって、債務者は、「マックでデザイン」を複製権の範囲で出版したものである。

2 販売先等について

「 D D S G 」の日本での定価は一六円であるが、海外に販売するについては、専門会社がこの書籍を廉価で買い取り、各国の市場価格で販売している。

また、「マックでデザイン」は海外で販売していない。
「四債権者らと債務者との交渉」について

- 1 債権者らのうち五名から平成九年一月四日付けの申入書が送付されたこと、それに対して回答したこと、債務者が本件グラフィックの提供者に、本件のいきさつを説明し、事後的にはあるが、「マックでデザイン」に掲載することの承諾を求めたことは認める。
- 2 債権者らは円満解決をめざした和解案の申し入れを行ったとするが、その内容は、「マックでデザイン」についての金銭支払ばかりか、すでに無料で提供することを約束済みの「 D D S G 」についての金銭支払いまで求め、また、関係書籍や雑誌への謝罪広告なども要求するもので、とても円満解決をめざしたとはいえないものであった。
- 3 債権者らの申し入れは、五名の連名であって、その他の提供者との委任関係等は一切示されていなかったが、申し入れの内容からは、六名余りの本件グラフィック提供者全員を代理するかのとき口吻が見て取れた。
そのため、債務者としては、五名の申し入れ者に対して、五名に関する事実を文書で回答した。

一方、債務者は、「マックでデザイン」の発行について、グラフィック提供者の事前の承諾を得る方が望ましかったと反省したため、各提供者に対し個別に事情を説明した。また、債務者は、「マックでデザイン」の発行を許諾の範囲内と考えていたところ、右のような申し入れもあったため、事後的になってしまったが、念のため承諾を書面としていただきたいという申し入れをしたのである。

- 4 債務者は、債権者らからの形で本件グラフィックの提供を受け、これをコンピューターに移し、その中でアレンジをして、書籍の原稿を作成する。そして、そのようにして作成した原稿を に移して印刷会社に渡し、印刷会社はその原稿をもとに製版フィルムを製作して本の印刷を行う。

このような過程が終了した段階で、債務者は、債権者らから提供を受けた はすべて返還している。また、債務者のコンピューターからも削除している。

もっとも、書籍の増刷のために、印刷会社に渡した や製版フィルムは印刷会社において保存しているし、また債務者もバックアップのために印刷会社に渡した のコピーを一部所持している。債務者が「 D D S G 」を出版する権利を有していることは争いのない事実であり、印刷会社へ渡した のコピーを所持することは、その書籍の増刷に不可欠なことであるので、この の所持は債務者の正当な権利行使である。

したがって、債権者らの主張するデータを消却していないという非難が、もし、印刷会社へ渡した やそのコピーを意味するのであれば、債権者らの主張こそ、権利の濫用であり、失当である。

5 申立書六ページ一行目から七ページ一行目は、事実無根の債務者に対する誹謗中傷で考って、債務者の名誉を毀損するものであるので、撤回を求める。

「五」について

争う。

以上

第一、答弁書に対する債権者の反論

債権者の申立以来一ヵ月もの猶予があったにもかかわらず債務者の答弁書に見るべき主張は何もない。

ただ、裁判所より、《予め本件書籍（申立書で示した通り、「マックでデザイン」という題名の書籍のことをいう。以下も同様）の出版についてまで債権者らの許諾があった》

かどうかについて、債権者の反論を求められたので、この点について債権者の見解を述べておきたい。

一、債務者の主張の根拠

《予め本件書籍の出版についてまで債権者らの許諾があった》

という債務者の主張の根拠は必ずしも明快になっていないが、答弁書及び前回の審尋期日における弁明から推測するに、以下のようなものであろう。

- 1、本件書籍は、本件出版物（申立書で示した通り、「MAC DE DESIGN Vol. 2」という題名の書籍のことをいう。以下も同様）の増刷に該当する。
- 2、疎乙第一号証の企画書の内容から明らかであること。

二、債権者の反論

- 1、しかし、これらはいずれもまったく根拠になっていない。

なぜなら、そもそも、債権者自身が《予め本件書籍の出版について債権者らの許諾を取っていなかったこと》を、既に以下の通り、債権者への正式な回答書（疎甲第四号証）及び今回の答弁書中においてもきっぱりと自白しているからである。

《株式会社エージ出版が、「マックでデザイン」という本に、貴殿らの事前のご了承をいただかずに、貴殿らの著作物を掲載した事については、軽率であったことを、ここに深くお詫び申し上げます。》（疎甲第四号証回答書一枚目七行目以下）

《債務者が本件グラフィックの提供者に、本件のいきさつを説明し、事後的にはあるが、「マックでデザイン」に掲載することの承諾を求めたことは認める。》（答弁書八頁一行目以下）

《一方、債務者は、「マックでデザイン」の発行について、グラフィック提供者の事前の承諾を得る方が望ましかったと反省したため、各提供者に対し個別に事情を説明した。》（同九頁六行目以下）

ということで、もう勝負はついたも同然であるが、参考までに、債権者の右主張の失当なることを以下に明らかにしておきたい。

- 2、「本件書籍は、本件出版物の増刷に該当する」について、実は厳密に議論しようとする、本来ならば、債務者は、たとえ「本件書籍は、本件出版物の増刷に該当する」としても、さらに、本件の出版に関する合意として、債権者が本件出版物の増刷まで許諾していたかどうか、という契約の解釈の議論までやらなければ《予め本件書籍の出版についてまで債権者らの許諾があった》という債務者の結論を導くことはできない。

しかし、以下に理由を述べる通り、本件ではそもそも「本件書籍は、本件出版物の増刷に該当」しないから、これ以上議論するまでもなく、債務者の主張は成り立たない。

第一に、現在、印刷・発行される書籍には、他の書籍との識別のために、世界でただ一つの番号を割り当てられている。これがISBN（国際標準図書番号体系）番号といわれているもので、日本ではこれに分類コードや定価を加えて、「日本図書コード」と呼んでいる。たとえば、本件出版物であれば、その日本図書コードは裏表紙に記載されている通り、

ISBN4-900781-13-4 C3070 P16000E

である（このうち、ISBN4-900781-13-4が本件出版物のISBN番号である）。

そして、ISBN番号のルールとして、ある書籍を増刷する時にはそのISBN番号を変更しないという約束がある（疎疎甲第七号証「日本図書コード 書籍JANコード実施の手引」九頁参照）。従って、もし本件出版物の増刷をするのであれば、その書籍には、同じ

ISBN4-900781-13-4

というISBN番号が充てられる。しかるに、本件書籍の日本図書コードは、裏表紙に記載されている通り、

ISBN4-900781-18-5 C3070 ¥4700E

であり、そのISBN番号は

ISBN4-900781-18-5

である。従って、両書籍のISBN番号は別々であり、よって、増刷ではあり得ないことはもはや疑う余地がない。

第二に、実質的に考えてみても、もともと本件出版物は、広告業界内におけるデジタルイラストの普及と啓蒙を目指したものであり、その高価な値段からしても明らかな通り、一般書店で一般公衆向けに出された書籍ではなく、主としてイラストレーターを使う立場にある広告代理店や大手デザイン会社、企業の企画室等に備えてもらうためのものであった。そのことは本件出版物の編集を担当した債務者会社の編集者が、出版許諾を依頼をした当時、債権者らに言明していた。ところが、これに対し、今回、出版された本件書籍なるものは、その値段からして一目瞭然、本件出版物とは全く異なり、あくまでも一般書店でイラストレータの卵なりアマチュアといった一般公衆向けに出された書籍にほかならない（現に、債権者の塚崎健吾は、先日も、高田馬場の書店芳林堂で本件書籍が売られているのを確認している）。その意味で、両者は出版されるその目的においても、その購買者の対象においても全く異なる。従って、あくまでも、広告業界内部の広告代理店等向けにデジタルイラストの普及と啓蒙を目指して（それがゆえに）無償で著作物を提供した債権者らが、そのとき同時に、これとは全く異質なレベルでの一般公衆向けの本件書籍についてまでも、そのまま無償で許諾をする意思があったなどということは凡そ考えられようがない。

3、「疎乙第一号証の企画書の内容から明らかであること」について前回の審尋期日において、債務者は、《予め本件書籍の出版についてまで債権者らの許諾があった》ことは「疎乙第一号証の企画書の内容から明らかである」旨主張したが、しかし、肝心の「疎乙第一号証の企画書」なるものを眺めてみても、どこにもこのような許諾は読み取れない。むしろ、二枚目の中ほどに記載された

体裁 A4変形、ハードカバー上製本、220頁、オールカラー

定価 16,000円(税込みの予価)

という説明からして、このときの掲載許諾の対象となっている出版物が、ハードカバー上製本の体裁で、16,000円の本件出版物を指し、それ以外の、たとえば、ソフトカバー並製本の体裁で、4700円の本件書籍まで及ばないことは明らかである。また、実際に、債務者から債権者にFAX送信された企画書(疎甲第八号証)を検討しても、以上の点は全く同様である。

4、結論

以上から、本件において、予め本件書籍の出版について債権者らの許諾を取っていなかったことが明らかであり、本件書籍に関する債務者の無断出版行為は疑う余地がない。

ところで、驚くべきことに、この間の債権者の調査により、債務者は、本件書籍に関する無断出版行為を行なっていたばかりではなく、それ以外にも、たとえば、本件書籍と同種の豪華本「MAC DE DESIGN」(一九九五年三月三十一日発行、定価一六〇〇〇円)(疎甲第九号証)についても、その後、著作権者の許諾を得ずに廉価本「MAC DE DESIGN」(一九九六年四月一〇日発行、定価四三〇〇円)(疎甲第一〇号証)を無断出版している事実が判明した(もちろん両書籍のISBN番号は別々であり、それゆえここでも増刷という抗弁は成り立たない)。いわば債権者の著作権侵害の常習的体質が一層明らかになったというべきであり、その悪質さは既に刑事責任の域に達していると思わざるを得ない。

第二、答弁書のその他の主張について

債務者の主張として第一に述べた以外、本件出版差止の判断にとって必要な主張はない。しかし、このなかには、事実として或いはまた評価として聞き捨てならない内容が含まれているので、その点についてだけ、簡潔に反論しておきたい。

一、「二権利の目的たる著作物および著作権者」の1

法人著作について債務者は、《本件の場合、法人著作の主張があるが、 》(三頁九行目)と主張するが、これは債務者の早とちりである。債権者は、法人著作の主張なぞいっぺんもしたことがない。債権者はここで主張していることは、本件書籍に掲載した美術著作物の著作権者として六名の法人がいるということにすぎない。

二、同 2 債権者らの製作部分について

債務者は、《債権者らは、本件グラフィックを製作し提供したのであって、提供を受けたものを収録し、グラフィックの大きさなどを調整して配列を考え、見開きページに掲載したり、解説文の長短や語調を整え、本件書籍全体を通して統一性のあるものとしたり、解説文に英文の翻訳文を付したりして、編集し、本件書籍としたのは債務者である。この編集には明らかに債務者の創作性が認められる。したがって、債権者らが主張する各担当ページには、債務者の著作権も重畳的に発生している。よって、債権者らの四パーセントという主張には理由がない。》(三頁九行目)と主張するが、これもまた債務者の思い込みとしか思えない。確かに、創作性を何よりも重んじる債権者から見て、債権者が本件出版物を出版するにあたって、何がしかの編集行為をおこなったことを否定する積りはない。しかし、そもそもDTP(デスクトップパブリッシング)ソフトというものがあれば、画像とキャプション(画像の解説文)のレイアウトさえ決めてしまえば、あとは画像とキャプションというデータを指示するだけで、書籍が自動的に出来上がってしまう仕組みになっており、本件の債務

者の編集行為も、疎甲第九号証の企画書三枚目以下からも明らかなように、基本的にはこれと同じである。言ってみれば、パターンに債権者らが提供した画像とキャプションのデータをはめ込むだけの作業でしかない。これに対し、本件出版物のセールスポイントは何といてもコンピュータで作成したグラフィック作品であり、その完成までのプロセスを描いた作品である。そして、これらの作品の製作は全て債権者らが行なったものであり、債務者は関与していない。

もっとも、この点について、債務者は、《本件のグラフィックは、コンピューター画面に作出されたものを 等に固定して提供されており、本件書籍はその複製物である。》(四頁四行目以下)などと主張し、一見すると、債権者の行なった作業というのは単に本件書籍に掲載した画像と等身大の画像をモニター上で作成することであるかのように言っている。しかし、もしそうだとすると、それは断じて聞き捨てならない主張であり、全くの間違いである。なぜなら、債権者が行なった作業というのは、決して本件出版物に掲載した画像と等身大の画像をモニター上で作成することではなく、縦、横とも四倍以上、面積にして十六倍以上もの巨大な画像を実際にモニター上で作成する大変な作業であるからである。例えば、債権者塚崎健吾の作品(本件出版物二〇二頁)について、本件出版物に掲載した画像の大きさは別紙1の通りであるが、これをコンピュータを使って作成した時、債権者塚崎健吾は、実際には面積比にして右画像の二〇倍以上の大きさの画像を作成している。つまり、別紙2の通り、一七インチのモニター上では、わずかキリンの頭部しか写らない巨大なものを作成しているのであった(なぜそんなことをするかというと、モニターの解像度は、通常72dpi[1インチに72ドットの点の集まり]であり、モニター上で本件出版物に掲載した画像と等身大の画像を作成してそのまま印刷したのでは、画像の密度が低くて、スカスカした粗い絵になってとても鑑賞に耐えないからである)。

その意味で、債務者のおこなった編集行為とは、本件出版物のセールスポイントであり、債権者らが創作性を発揮し、巨大な時間と労力をかけて描いた巨大な画像データ、この著作物を単に流し込むだけの作業にほかならず、通常の本籍において編集者が作家の作品を校正編集して一冊の本として出版するための作業などと殆ど変わらない(この程度の機械的な編集だったからこそ、この種の刊行物を月一冊のスピードで出版することもまた可能だったのである[疎甲第五号証塚崎陳述書六頁一九～二〇行目参照])。

従って、通常の本籍の出版差止において、いちいち編集者の校正編集行為の程度を考慮しないで、出版差止の是非を判断するように、本件においても、債務者の編集行為の程度は出版差止の判断にとって考慮される必要は全くない。

三、同 3 津熊清嗣氏の製作部分について

債務者の《津熊清嗣の製作部分は三六頁からではなく四 頁からであるので訂正を求める。》という主張は、債務者の勘違いであり、債権者こそ訂正を求める。

四、「三債務者の無断出版行為」の1 複製権について

第一で主張済みである。

五、同 2 販売先等について

債務者は、《「マックでデザイン」は海外で販売していない。》(七頁九行目)と主張するが、既に、今回無断出版した本件書籍の元の出版物 = 本件出版物については、海外販売していることを認めておきながら、また、本件書籍も本件出版物と同様立派な英訳がついていて、いつでもそのまま海外で販売可能な体裁になっていながら、債務者の右のような言明だけでどうして海外販売はないとそのまま信用できるのだろうか。

六、「四債権者らと債務者との交渉」の2について

債務者は、債権者の申入れに対し、《とても円満解決をめざしたとはいえないものであった》(八頁一〇行目)と主張するが、これにはまず事実の歪曲がある。債権者がこの申入れに際して言ったのは、《貴社が良識ある円満解決を望むのであれば、解決へ向けて、著作者の正当な権利として左記の条件を出させていただきます。》(疎甲第三号証一四行目)とある通り、あくまでも「良識ある円満解決」である。

その上、このとき「良識ある円満解決」と言ったのは、このときでさえ刑事責任の追求まで可能であった本件において、債権者は、そういった道を選ばず、債務者が自身のおかした過ちに対して、クリエイターたる債権者との信頼関係を回復するに相応しいきっぱりとした是正措置を取ってもらうことが、両者にとって真の意味での「良識ある円満解決」と思えたからである。しかるに、債務者は、債権者がちゃんと《五、ペナルティとして、》(疎甲第三号証一四行目)とその趣旨を明らかにしたのに、これを《すでに無料で提供することを約束済みの「D D S G」についての金銭支払いまで求め》(八頁七行目以下)などと開き直り、違法行為を行なった者がその責任を果たす一環として通常考えられている「ペナルティ」の何たるかをまるっきり分かっていない。

その意味で、債権者としては、債務者が考える「良識ある円満解決」とは一体何なのか聞きたいくらいである。

六、同4について

本件出版差止とは直接関係ないが、しかし、債務者は、ここで、債権者が製作した著作物のデータが保存されているMO(光磁気ディスク)の扱いについて、次の通り、放置できない主張をしている。《もっとも、書籍の増刷のために、印刷会社に渡したや製版フィルムは印刷会社において保存しているし、また債務者もバックアップのために印刷会社に渡したのコピーを一部所持している。債務者が「D D S G」を出版する権利を有していることは争いのない事実であり、印刷会社へ渡したのコピーを所持することは、その書籍の増刷に不可欠なことであるので、この所持は債務者の正当な権利行使である。》(一〇頁一行目以下)しかし、この債務者の主張は二重の意味で不当である。第一に、もしこのような主張を堂々とするならば、債務者は、昨年の回答書(疎甲第四号証)の段階でそのことを正直に表明すべきであった。しかるに、債務者はこのとき、《株式会社エージー出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません。》(一枚目一三行目)などと債権者を欺く嘘をついたのである。なぜなら、コンピュータにおけるデータの「保存機器」とは言うまでもなく、通常、記憶装置のうち補助記憶装置のこと、つまり、《主記憶装置の容量の不足を補うもので、大量のデータを低いコストで記憶するのに用いるため、大容量記憶装置ともいう。例として、ハード・ディスク、MO、フロッピー・ディスクなどがある》(技術評論社刊「97-98年度最新パソコン用語事典」五九〇頁の「補助記憶装置」の解説より)のことをいい、ハード・ディスクやフロッピー・ディスクはむろんのことMOも当然そこに含まれるからである。第二に、デジタル著作物の正当な保護という観点から考えた場合でも、債務者の右主張は不当である。なぜなら、そもそも出版社は著作権者の著作物に対して単なる出版する権利しか有しておらず、その権利の行使に必要な限度で著作権者の著作物を扱うことができるものである。その意味で、出版行為が終了した段階で、著作権者の著作物のデータが収められたMOが著作権者に返還されるのは当然のことである。それはちょうど、アナログ著作物において作家の自筆原稿や画家の原画が返還されるのと同じである。また、(実はこれが果して慣行として成立しているのかどうか、各業界ごとに厳密に吟味する必要があるのであるが)印刷のための製版フィルムの保存さえ印刷所に認めておけば、出版社の出版行為にとって支障なかったので、通常、印刷所における製版フィルムの保存までは認められてきたのである。しかし、今回のようなデジタル著作物の場合には、これまでのアナログ著作物にはないデジタル著作物特有の問題がある。それは、デジタルがゆえに作家の著作物と全く

同一の著作物がいとも簡単に作られてしまうということである。そのため、デジタル著作物の著作権者は、アナログ著作物の時代には考えられもしなかったような、無断複製の著しい危険にさらされる結果となった。そこで、デジタル著作物の著作権者は自らの権利を守るために、デジタル著作物の取り扱いについて、アナログ著作物とは比較にならないくらい神経を使わざるを得ないのである。その好例が本件で債務者が堂々と主張している

《出版社がバックアップのためにコピーを一部所持すること》

である。しかし、こんなことが著作権者に無断で自由にできると解する訳にはいかない。なぜなら、そもそもデジタル著作物ではバックアップのためのコピーといえどもその中身は著作権者が製作した作品と全く同一であり、もしバックアップのためのコピーを自由に認めれば、あたかもアナログ著作物における作家の自筆原稿や画家の原画を出版社が引き続き所持できるのと同じことになり、デジタル著作物の著作権者の法的立場は著しく危ういものになってしまうからである。また、出版社にとっては、もともと出版にとって必要な限りで著作権者の著作物を取り扱うことができたのであり、事実、アナログ著作物の場合でも、印刷所における製版フィルムの保存までが認められてきたのであり、この点はデジタル著作物においても別個に解する必要はなく、従って、それ以上、バックアップのためのコピーまで認める理由はない。従って、《債権者らの主張するデータを消却していないという非難が、もし、印刷会社へ渡した やそのコピーを意味するのであれば、債権者らの主張こそ、権利の濫用であり、失当である。》(一一頁八行目以下) という債務者の主張に至っては、デジタル著作物の本質を全くわきまえない、ただの開き直りというほかない。

七、同 5 について

債務者は、債権者の主張を《事実無根》と非難するが、しかし、いずれも明白な事実
に立脚したものか、明白な事実から高い蓋然性をもって推認される事実を指摘したものにほかならない。もし、債務者が本気で《事実無根》と反論する気なら、きっちりとその証拠を示して反論されたい。これでは、債務者の反論こそ《事実無根》と思われるも仕方ない。なお、ひょっとして債権者が使った《海賊版同然の行為》という指摘が債務者のプライドを傷つけたかもしれないので、無用な誤解を避けるため、ひとこと言及しておきたい。もし、債権者が債務者の行為を《盗賊同然の行為》とか《山賊同然の行為》と評したなら、それは名誉毀損だといわれても仕方ないかもしれない。しかし、債権者は、あくまでも《海賊版同然の行為》と言ったのであり、「出版事典」によれば、「海賊版」とは、《国際条約に保護されている著作物を著作権者には無断で他の国でリプリントとして複製したもの》(疎甲第一一〇号証の一。六〇頁)の
ことをいい、従って、海外から見れば、本件書籍を海外で販売する行為はまさしくこの定義の通り、「海賊版」に該当するのであり、債権者は単にこのことを指してストレートに言ったにすぎない。

疎明方法

- 一、疎甲第七号証 日本図書コード管理センター発行の「日本図書コード書籍の一～三 J A Nコード実施の手引」
- 二、疎甲第八号証 債務者より債権者に FAX 送信された企画書
- 三、疎甲第九号証 債務者発行の豪華本「MAC DE DESIGN」(一九九五年三月三十一日発行、定価一六〇〇〇円)の奥付け

陳述書

1、株式会社エージ出版は、平成三年に設立した会社で、グラフィックの書籍を専門に出版しています。これまでに出版した書籍はおおよそ三五種類ぐらいです。もっとも、専門的な書籍なので、各出版物の部数はあまり多くありません。

私は、株式会社エージ出版設立当初より代表取締役社長を務めています。

2、今回、ハードカバーで製作した「MAC DE DE SIGN」をさらにソフトカバーとし、「マックでデザイン」という題名として販売したことが問題となっていますが、このようなことは私どもの業界ではよく行われることです。

乙第二号証として提出したパンフレットはグラフィック関連書籍を多数出版している会社のものです。たとえば、11ページの左上の広告は、「ダイアグラム コレクション」という三七〇〇円の書籍を紹介するものですが、ハードカバータイトルとして「DIAGRAM GRAPHICS Vo11」と紹介されていることから、同じ内容がすでにハードカバーで出版されていることがわかります。

3、書籍をハードカバーで出版した後、ソフトカバーとして出版するのは、出版社の事情によるものです。

たとえば、半年から一年売れ行きを見て、評判が良い場合、さらに販路を広げる目的で、普及版としてソフトカバーの書籍を出版する場合があります。また、売れ行きが悪く在庫が残ってしまった場合に、在庫処分の目的で、ハードカバーをはがしソフトカバーとして値段を下げ、販売する場合があります。

出版社としては少しでも利益を上げたいという気持ちもありますが、この類の書籍には作家の方々のPR という意味あいもあるため、せっかく企画に賛同して作品を応募してくださった作家の方々のためにも、少しでも多く世に出したいと考えて、このような方法をとっているのです。

4、私は、ハードカバーの書籍をソフトカバーに変えて出版するについて、業界のすべての会社が、すべての場合に、作家の方々一人一人にあたって全員から許諾を得ているという話を聞いたことはありません。

ハードカバーの書籍をソフトカバーに変えて出版する場合、印刷屋では全く同じ製版を使うという特徴があります。すなわち、ハードカバーの書籍を製作する際には、出版社でも様々な編集をし、そのうえで、印刷屋にまわし、印刷屋で一枚の板に八枚の版を組み込んだ製版を製作するという過程を経ます。ところが、このソフトカバーの書籍を出版する場合には、本文についてはハードカバーの時に作った製版をそのまま使います。だからこそ、廉価に提供できるわけです。

このような印刷の事情は、言い換えると、ソフトカバーの書籍を印刷する場合には、その本の一部だけを掲載し

ないという取扱はできないということを示しています。かりに一人の作家の二ページ分だけ印刷しないということになると、そのページを諸めることはできず、その部分は白紙となってしまい、書籍として成立しなくなるのです。

このような工程から考えても、ソフトカバーの書籍を印刷するについて、個々の作家一人一人にご連絡をし、承諾を得るということは大変難しいことが現状です。

5、本件では、作家の方に、「MAC DE DESIGN」の企画書に対し応募していただき、この書籍はできました。

この書籍はなかなか好評でしたが、値段が高いため、じき売れ行きが下火になってきました。

私としては、利益追及もさることながら、この書籍をたくさん販売し、作家の方々の作品を世にPRし、啓蒙し、少しでも作家の方々の仕事に役立てたいという気持ちから、「マックでデザイン」を出版することとしたわけです。

企画書には、作家の方々のデザイン技術のPRを大きくうたっています。ソフトカバーの書籍を出版すれば販路は広がり、よりPRができるので、企画書の趣旨からして適うことはあってもクレームが出ることはないと思います、出版したのです。

また、この本の作家の方々はプロなので、グラフィックの書籍がハードカバーで出版されたあとソフトカバーになって出版されることを予測しておられると考えられます。そのため、当然承諾の範囲であると考え、ご連絡をせずに出版しました。

平成一〇年四月六日

東京都

(株)エージ出版

代表取締役 和田光太郎 (ハンコがない!)

東京地方裁判所民事第二九部 御中

(疎乙第4号証)

平成10年5月8日

株式会社エージー出版 御中

報告書

書名 マックでデザイン

(本体価格4700円)

平成9年8月11日	入荷	2,000部
	委託(注文)販売	1,490部
12月25日	御社戻し	70部
平成10年3月末日	在庫	484部
	売上	1,446部

以上

千代田区神田神保町3-11
株式会社 オーク出版サービス
代表取締役栗原信夫

債務者の準備書面

一 債務者は、平成九年七月末、「マックでデザイン」(以下本件書籍という。)二〇〇〇冊の納品を受け、同年八月から、(株)オーク出版サービス、取次店を通じて、本件書籍を各書店において販売した。

出版業界には、注文販売と委託販売という販売方法があるが、本件書籍は委託販売であった。委託販売の場合、取引慣行として委託期間は六ヶ月とされており、本件書籍の委託期間は、平成九年八月一日から平成一〇年二月一〇日であった。

委託期間経過後、債務者は、取次店、オーク出版サービスを通じて、各書店から本件書籍を回収した(乙四)。

また、オーク出版サービスからの報告により、本件書籍の販売部数は一四四六部であることが判明した(乙四)。

以後、債務者は、販売を停止している。

以上のとおり、委託期間が経過し、返品が完了し、販売が停止されている以上、債権者らには保全の必要性がない。

二 債務者は、書籍の印刷を印刷屋に依頼した後も、書籍のバックアップのため、その書籍の内容をMOの形で債務者のもとに保管している。書籍の資料を印刷屋に送付した後、債務者のもとに残る書籍のデータはこのMOだけである。

債務者がMOを保有している理由は、印刷屋での不測の事態に備えるためであり、MOを残すことは業界の常識である。

本件書籍は、従来から述べるように「MAC DE DESIGN」と全く同一内容であって、本件書籍独自のデータは表紙部分だけである。

債権者らは、和解案においてMO等の記憶媒体からデータを全部抹消することを求めるが、本件書籍の表紙の部分は別論、債権者ら自身が許諾した「MAC DE DESIGN」のデータ抹消を求めることは、明らかに権限の濫用である。

三 なお、本件仮処分においては、法人著作の主張は撤回することとする。

第3回審問に債権者側が用意した和解案

事件の表示

平成10年(ヨ)22009号著作権侵害仮処分事件

債権者 叶精作ほか20名 V 債務者 (株)エージ出版

次回期日 5月14日午後4時

連絡の表示

和解に関する債権者の見解

連絡の内容

前回の期日における審問結果を踏まえまして、債権者の間で、再度、和解案を協議検討し、譲るべきものは譲り、どうしても譲れないものは維持して調整した結果(なお、この間、債務者のホームページにおいて、新たに債権者叶精作の本件著作物[172~173頁]を無断で掲載している著作権侵害が判明しましたので、この点の解決も和解条項七に盛り込むことにしました)和解案が以下のようなものになりましたので、お知らせいたします。なお、前回の債権者の宿題であった謝罪広告の先例の資料と債務者のホームページにおける上記著作権侵害の資料もあわせてお送りしますので、ご検討下さい。次回期日には(和解が可能かどうかも含め)和解の最終的な詰めをしたいと思っております。とりいそぎ。

記

和解条件

- 一、著作権侵害の事実があったことを認め、全債権者への正式な文書での謝罪
- 二、本件書籍の即時回収・廃棄、本件書籍の写真フィルムの廃棄、及びこれらの証明書の発行
- 三、バックアップ用も含め、ハードディスク・フロッピディスク・MOなどの全ての記憶媒体からの本件書籍及び本件出版物に関する全著作権者のデータの完全な削除、及びこれらの証明書の発行
- 四、全著作権者へ見本書の献本
- 五、損害賠償として、債務者は発行部数×定価の10パーセントを各債権者の使用ページ数に応じた印税相当分の金 万円の支払義務があることを認め、右賠償債務のうち金 万円(注:債務者が実際にあげた利益の額のこと)を、月 日限り債権者代理人宛てに支払う。債務者が右支払を履行したときは、債権者は債務者に対し、右賠償債務のその余の支払を免除する。
- 六、債務者は、別紙目録一記載の雑誌にそれぞれ一回ずつ別紙目録二記載の謝罪文を別紙目録三記載の条件で掲載する。
- 七、債務者は、債務者のホームページにおいて、平成一〇年五月 日より一年間、別紙目録四記載の謝罪文を別紙目録三記載と同等の条件で掲載する。なお、債権者は、自己のホームページから債務者のホームページにリンクを張ることができるものとする。

目録1、雑誌名

MDN (株 エムディエヌコーポレーション)
STEP BY STEP (株 ビー・エヌ・エヌ)
イラストレーション (玄光社)
日経CG (日経BP社)

目録2、謝罪文

お詫び

下記の1997年8月31日弊社発行の「マックでデザイン」は、下記の「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権者の皆様の承諾をいただかないまま発行してしまいました。

これは、執筆された皆様の著作権を侵害するもので、執筆者の皆様、並びにご関係されるクライアントの皆様にも、多大のご迷惑をお掛けしましたことを、ここに衷心よりお詫び申し上げます。

以後、このような侵害行為を二度と起こさないよう万全の措置を講じ、併せて発行済みの「マックでデザイン」を可能な限り回収に努めて参ります。

また、これ以前に1995年3月31日に弊社が発行しました「MAC DE DESIGN」についても同様の侵害行為があったことを含めて、ここに重ねてお詫び申し上げます。

敬 具

平成10年 5月 日

東京都新宿区四谷四丁目一三番六号 四谷グリーンハイツ
株式会社エージ出版
代表取締役 和田光太郎

叶 精 作 殿	塚 崎 健 吾 殿	駄 場 寛 殿
福 間 晴 耕 殿	寺 田 克 也 殿	藤 森 美 能 殿
津 熊 清 嗣 殿	鴨 原 幸 男 殿	有限会社阪田量士写真事務所殿
オプテック株式会社 殿	UFOデザインこと花城俊司 殿	有限会社西日本シール殿
有限会社アイ・キュー殿	上 口 睦 人 殿	株式会社プレストジャパンアート 殿
横 山 弥 生 殿	株式会社八木スタジオ 殿	唯 登 詩 樹 こと加藤 正 殿
細 井 敏 昭 殿	遊 佐 光 明 殿	谷 口 広 樹 殿

第3回審問に債権者側が用意した和解案

目録3、掲載形式
掲載スペース
誌面各半ページ以上
活字の大きさ
「お詫び」の表題および書名は、太文字で明瞭に20Q以上
本文は、16Q以上
写真の大きさその他の条件
書名が確認出来る程度の大きさの表紙写真を掲載すること。

目録4、謝罪文

お詫び

下記の1997年8月31日弊社発行の「マックでデザイン」は、下記の「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権者の皆様の承諾をいただかないまま発行してしまいました。

これは、執筆された皆様の著作権を侵害するもので、執筆者の皆様、並びにご関係されるクライアントの皆様にも、多大のご迷惑をお掛けしましたことを、ここに衷心よりお詫び申し上げます。

以後、このような侵害行為を二度と起こさないよう万全の措置を講じ、併せて発行済みの「マックでデザイン」を可能な限り回収に努めて参ります。

また、これ以前に1995年3月31日に弊社が発行しました「MAC DE DESIGN」についても同様の侵害行為があったことを含めて、ここに重ねてお詫び申し上げます。

また、本ホームページにおいて、「MAC DE DESIGN Vol.2」の著作権者のひとりである叶精作氏の作品を許諾を得ずに掲載してしまいましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

敬 具

平成10年 5月 日

東京都新宿区四谷四丁目一三番六号 四谷グリーンハイツ

株式会社エージー出版

代表取締役 和田光太郎

叶 精 作 殿	塚 崎 健 吾 殿	駄 場 寛 殿
福 間 晴 耕 殿	寺 田 克 也 殿	藤 森 美 能 殿
津 熊 清 嗣 殿	鴨 原 幸 男 殿	有限会社阪田量士写真事務所殿
オプテック株式会社 殿	U F O デザインこと花城俊司 殿	有限会社西日本シール殿
有限会社アイ・キュー殿	上 口 睦 人 殿	株式会社プレストジャパンアート 殿
横 山 弥 生 殿	株式会社八木スタジオ 殿	唯 登 詩 樹 こと加藤 正 殿
細 井 敏 昭 殿	遊 佐 光 明 殿	谷 口 広 樹 殿

報告書

1、略歴

昭和二十七年生まれ、過去にキャラクターグッズデザイン、ファッションデザインを仕事にしていました。それを糧に、現在デジタルイラスト、金属造形を主にした仕事に従事し、若手の発掘育成のためデジタルイラストの教師としても活動しています。著書にUNIVERSO（小学館）と言うステレオグラム絵本等々があり、CD-ROMによる作品集も出版しております。最近ではデジタル・グラフィックスに関する書籍著述の仕事も手掛がけています。自らデジタルイラストレーションを制作している事で、簡単にマスターコピーできるデジタルに置ける著作権に感心があり、今回の事件に関しても他人事では無く、支援者として名を連ねております。

2、報告

今回、債務者の五月一四日第三回審問、準備書面に書かれていた「委託期間が経過し、平成一〇年二月一〇日には返品が完了し、販売が停止している」と言う事実確認をするため、行き付けの書店を見に行きましたところ下記の通り「マックでデザイン」はデジタル書籍のコーナーの棚に並んでいた事を発見し、有隣堂セールスリーダー石崎信一様に確認の所、「入荷時期は3月2日ニッパンより。なお、同日まで回収指示は無かった」との回答を得ましたので石崎信一様の名刺を添付して報告いたします。

記

発見日時 平成一〇年五月一五日 午後一時三〇分

発見場所 横浜駅東口 ルミネ有隣堂（横浜駅近辺では最大規模の書店）

（後は手書きで）日付

住所

氏名

印

報告書

塚崎健吾

債権者の一人で、申立の陳述書を書いた、塚崎健吾と申します。

1. 第3回審問が行われた、5月14日、裁判所からの帰路に
エージー出版が提出した、「マックでデザイン」誌回収済みとの証拠書類に関しては、
これまで同様、全く信用することが出来るものではないし
相変わらずの虚偽が証拠として、受け容れられては話にならないと、債権者で分担し
て、主要駅前の大型書店に「マックでデザイン」が 今現在、置かれているかいないか
を、確認した後、帰宅する事としました。
裁判所を出てから、打ち合わせなどをしていたため、書店の閉店時間が迫っていました
ので、いささか慌てましたが、

2. 平成10年5月14日 午後7時7分、私が訪れた、新宿紀伊国屋書店本店4階の、コンピ
ュータ書籍売場のコンピュータグラフィック関連の書棚には、「マックでデザイン」誌を
2冊見つけることが出来ました。
たまたま、イラストの資料採集用に、携帯していた、ビデオカメラで、その状況を撮影
し、売場の方に、撮影の理由と承諾を貰う為も兼ねて「マックでデザイン」誌を回収す
るとの連絡があったかどうかをたずねてみました。
2名の女性店員と、売場の責任者である、紀伊国屋書店新宿本店次長の野本晃治氏が、応
対して下さいました。
「マックでデザイン」は書棚の下の引き出しにも、もう1冊あり都合3冊が、新宿紀伊国
屋書店本店4階には、存在していたわけです。

書籍に挟み込まれた筈で、入荷時期を特定出来るということで、確認していただくと、
「回収の連絡は、受けていません」
「これが問題のある書籍なのでしたら、撤去します。その方がよろしいのでしょうか?」
「明日、代理店に確認します」と、その3冊を書庫にしまって下さいました。

つい、2週間前にも、この売場に「マックでデザイン」が置かれていたことを私は見覚え
ておりましたので回収されているとは、信じていませんでしたが、オーク出版からの証
拠書類に書かれていた、2月10日回収済みから、1ヶ月後の3月1日に入荷されていること
を確認して、たいへん憤りました。

3. 平成10年5月15日午後4時45分、私は、都内に仕事の打ち合わせに出た折りに池袋西武
百貨店の書籍売場「ビブロ」を覗いてみたのですが、こちらの、コンピュータ関連書籍
売場にも「マックでデザイン」誌が1冊有りました。
先日同様に、売場責任者の武井恒氏に立ち会っていただき、書棚にある状況をビデオ撮
影させていただき、入荷時期と回収の指示が、あったかどうかを聞いてみました。
なんと、こちらのお店の「マックでデザイン」誌は、1998年4月24日に、ニッパン取り次
ぎで、オーク出版から入荷したものでした。
これは、コンピュータ処理での発注で、3月に「マックでデザイン」誌が売れたので、オ
ンライン発注し、補充したものであるとの説明をしていただきました。
もちろん、回収指示は、全くありませんとのこと。
ともかく、2月10日に、出版した2000冊すべてを契約切れで回収しているとの証拠は、全
くのデタラメであることが、更に確認されました。

4. その後の5月18日にも、新所沢パルコ内の書籍売場「ブック・センター」にも「マッ
クでデザイン」誌がおかれていることを、私は確認しております。

5. オーク出版からの報告書では、発行した「マックでデザイン」20,00冊のすべての行
き先が、ハッキリと書かれています。
上記の書店に置かれていた「マックでデザイン」誌は、あり得ない筈のものです。

5月14日の第3階審問に債務者が提出した準備書面にある

「本件書籍は委託販売であった。

委託販売の場合、取引慣行として委託期間は六ヶ月とされており、

本件書籍の委託期間は、平成九年八月一日から平成一〇年二月一〇日であった。

委託期間経過後、債務者は、取次店、オーク出版サーピスを通じて、各書店から本件書籍を回収した（乙四）。」

は、以上の事実から、全くの虚偽であり

「委託期間が経過し、返品が完了し、販売が停止されている以上、債権者らには保全の必要性がない」

という言い訳は、成り立ちません。

6. 証拠として、本件書籍が書店で売られていた状況を撮影した写真と、事実関係の説明をいただいた書籍仕入責任者の名刺を添付いたします。

発見日時 平成10年5月14日 午後7時7分

発見場所 新宿区新宿3丁目 紀伊国屋書店本店4階

写真 名刺

発見日時 平成10年5月15日午後4時45分

発見場所 豊島区南池袋 西武百貨店「リプロ」1階

写真 名刺



某書店でのスナップ

5月14日

事件の特定は、以下の通りです、参考にして下さい。

(株)エージ出版の無断出版行為に対する出版差止の仮処分決定の件

債権者代理人 弁護士 柳原 敏夫

事件番号 東京地裁民事第29部 平成10年(ヨ)第22009号 著作権仮処分
事件

当事者 債権者 叶精作ほか20名 債務者 株式会社エージ出版
代表取締役 和田光太郎
03-5269-6801

申立 本年2月 3日

決定 5月28日

本件著作権事件の特徴

事件自体は、イラストの無断出版事件のひとつですが、今回特徴的なのは、それが昨今大きな話題になっているデジタル著作物を食い物にしようとする極めて悪辣な事例であることです。これをひと言でいうと、以下の通り、4つの悪辣さを重ねた事例と言えましょう。

1、事件の概要

平成8年9月ころ、「あなたのCG作品を豪華本でPRしてみませんか」といったふれ込みで、全国中のイラストレーター65名からCG作品を無償で提供を受け、同年12月「MAC DE DESIGN Vol. 2」という書籍(定価1万6千円)として日本及び海外で販売していた(株)エージ出版という会社が、その後平成9年8月、中身はそっくりそのまま、題名と表紙とISBNを変えて「マックでデザイン」という普及版(定価4700円)にして無断で印刷・出版し、販売し、不法な利益をあげていたものです。この無断出版が、第1の悪辣。

2、裁判以前の交渉段階

8月下旬、債権者らのひとりが「マックでデザイン」が書店に並んでいるのを発見し、著作権侵害の事実を知り、同年11月、債権者らのうち叶精作、塚崎健吾、駄場寛、福間晴耕及び寺田克也5名が、エージ出版に対し、著作権侵害の抗議と良識ある円満解決を目指した謝罪広告等の和解案の申入れをおこなったところ、エージ出版から、弁護士名で、「マックでデザイン」を無断で出版した事実は認めたものの、にもかかわらず、肝心の損害賠償や謝罪広告の要求には一切応じられないという著作権侵害事件としてちょっと信じられないほどの非礼な回答、さらにまた、実際は債権者らのCG作品のデジタルデータを手元に保存しておきながら「株式会社エージ出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません」とぬけぬけと虚偽の回答をしたのです。これが第2の悪辣。

3、裁判準備にむけて

そこで、この5名の債権者らは、エージ出版が著作権無視の横暴な態度を何一つ改める気がないことを悟り、正式に公的な救済を求めるしかないと決断し、代理人を選任し、同年12月下旬、劇画家及びイラストレーターとして著名な平田弘史氏及び加藤直之氏の支援の下に、今回、同じく著作権侵害の被害を受けた(日本中に散らばっている)他の著作権者に対し、訴訟参加の呼びかけを行ない、16名の著作権者(合計21名)がこれに賛同したものです。

すると、こうした債権者らの動きを知ったエージ出版会社の代表取締役和田光太郎は、そこで債権者らの憤りの深さを思い知り反省するどころか、こともあろうに、債権者らが訴訟参加を呼びかけた各著作権者に対し、年末から年始にかけて、負けじとばかりに、電話で本件書籍に関する著作物の利用を事後承諾してほしいと懇請するという、我々の訴え提起を妨害する行為に出たのです(一定数が集まらないと、差止の仮処分申立を起こせない)。これが第3の悪辣。

4、裁判（仮処分事件）

こうしたエージ出版の妨害行為をはねのけて、本年2月3日、東京地裁民事第29部に、出版差止の仮処分の申立をするところまでこぎつけ、3月9日から裁判所の審理（審尋）が開始されました。審理の中で、エージ出版の主張は、予め債権者らの許諾を得ているというものでしたが、それを裏付ける証拠はどこにもなく、彼らの無断出版は明白でした。

そこで、早期に適正な解決を目指した債権者の意向を汲んで、著作権侵害を前提にした、裁判官による和解の話に入りましたが、結局、エージ出版は初めから誠意ある対応をする気がなかったにもかかわらず、時間稼ぎのために、債権者提案の和解を検討する素振りを見せて時間を稼ぎ、5月14日に至るや、突然牙をむき出したかのよう

に、
!債権者提案の和解には応じられない

"発売元の証明書を付けて、「マックでデザイン」は既に回収済みで店頭には並んでいない、発売も中止したから、差止の必要性はなくなった（つまり、差止も認められない）

と言い出したのです。

ビックリ仰天した債権者らは、即刻、書店を見回り、その結果、今なお、東京、横浜、京都などの大手書店の店頭で堂々と並べられ、売られているのを発見し、さらに、「発売元あるいはエージ出版から回収の指示はない」ことも突き止めました。また、債権者のひとりが書店を通じて、「マックでデザイン」を注文したところ、ちゃんと出荷され、販売されたことまで、つまりエージ出版は発売を全く中止していないことも確かめられたのです。

こうして、エージ出版は、しまいには、仮処分の決定を免れるために裁判所まで欺こうとして、故意の虚偽の主張までするに至ったのです。債権者代理人は、これまでこんな悪質な仮処分決定を妨害する行為を見たことがありません。

これが第4の悪辣。

それで、債権者らの（憤りが爆発した）反論を受けて、裁判所は、前日の5月26日、審理を終了し、仮処分の決定を出すことになったものです。

5、事件の問題点

これは単なる無断出版事件ではありません。出版差止をくらった相手方であるエージ出版の悪辣な体質ぶりが、コンピュータの発達によりにわかには脚光を浴びるに至ったデジタル著作物の特徴を（見事！と言っていいくらい）悪用したとき、どんなにひどい著作権侵害行為がいても容易に可能になるかを見せつけてくれた、その意味で、デジタル著作物の時代の幕開けにふさわしい象徴的な著作権侵害事件だということです。たとえば、今回、エージ出版は、

!元本は、海外で販売しており、債権者らのデジタル著作物はとても簡単に海外に売ったり、利用することができること。

"それゆえ、エージ出版は、債権者らのデジタル著作物のデータを会社のMOという記憶媒体から削除した、と嘘をついてまで、このデータの保存にやっきになったこと。

「マックでデザイン」以外にも今回と同様なアイデアでCG作品を無償で提供を受け出版物にしており、今後も、同様な方法で出版をしようとして企んでいること（とりもなおさず、今回と同様の手口で無断出版をして不法な利益をあげようと思っていたのです）

6、今回の教訓

一番大変だったことは、被害者であるイラストレーターが多数おり、しかも全国に散らばり、お互いに行き来がないことでした。

そのため、いろんな工夫が必要になりましたが、最も強力な武器になったのは、パソコン通信でのパティオ（私設のミニ会議室）でした。昨年11月に開設して今日まで、毎日のように全国どこからでも議論に参加でき、今日まで、千件以上の発言がおこなわれました。

今後ともデジタル時代におけるこのような悪質な著作権侵害に対処していくために、今回の成果や教訓を生かしながら、頑張りたいと思います。

以上

裁判所から、(株)エージ出版の無断出版行為に対する出版差止の仮処分決定が出ました。
この事件につきまして、資料の補足をさせていただきます。

1、第1の悪辣(無断出版)

この無断出版がなぜ悪辣かという、それは本件では単なる著作権侵害にとどまらないからです。

それはイラストや広告の業界において、イラストレーターの評価を著しく貶める危険性が高いからです。「マックでデザイン」のような書籍に載せた作品の多くは実際にコマーシャル等で使われたものが多く、その時々の流行・はやりを色濃く反映していることが多いものです。その意味で、こうしたイラストは「生物(なまもの)」なのです。ところが、今回のように、平成8年12月に出版された作品が9ヵ月もたつてから、再び普及版として世に出るといえるのは、この業界では「鮮度の落ちた古い作品」を出したと思われるのです。その結果、

- 1 そのイラストレーターは、「この間、何も仕事をしないで、古い作品しか掲載できない」とか「クリエイティブなことができなくて、昔のスタイルでしか書けない」といった業界の評判を下げる危険が高い。
- 2 「マックでデザイン」に掲載した作品のクライアント(発注側の企業等)にとっても、はやりすたりの激しい商品やCI等で企業イメージを変えたりしている中で、古い作品を再び世に出されては、古い商品・企業イメージを宣伝されることになって困る。その結果、こういうことを勝手にやったイラストレーターがクライアントから訴えられたり、仕事を切られたりしてしまう危険がある。
- 3 「マックでデザイン」のような書籍は、広告代理店やメーカーなどがイラストレーターに仕事を発注するためのイエローページとして使われることが多いのですが、肝心の住所がすでに古くなってしまふとその機能を果たさないどころか間違った住所を宣伝する事になってしまいます。

以上のような訳で、債権者は、エージ出版に対し、一般大衆向けの謝罪ではなく、あくまでもこの業界内での社会的評価を低下させたことに対する謝罪をするように、要求したのですが、先方は、必要ない、と突っぱねました。

2、第2の悪辣(MOからデータの削除)

ここでの悪辣さというのは、要するに、エージ出版が我々のデータの削除という要求に対し、「きっちりやったから安心しろ」とぬけぬけと嘘をついたことです。で、この嘘がどうして許し難い悪辣さなのか、簡単に説明します。

結論を先に言うと、それは、デジタル著作物において、データというのは、アナログの著作物における原画と同様の重要性を持つものだからです。つまり、デジタル著作物においては、最初のもので全く同一の劣化しない作品がいつも簡単にコピーできてしまうのであり、出版社が出版の目的が達成した後もデジタルデータを保持しているということは、原画をしかも無限に同一のものを複製できる原画を保有しているのと同じことになるからです。

だから、このような極めて重要な意味を持つデジタルデータについての嘘が悪辣なものと言わざるを得ないのです。

ところが、裁判に至ると、エージ出版は方針を変更し、自らの嘘を白状したものの、今度は開き直って、
《債権者らの主張するデータを消却していないという非難が、もし、印刷会社へ渡した やそのコピーを意味するのであれば、債権者らの主張こそ、権利の濫用であり、失当である。》

と、エージ出版の嘘を非難するのは権利濫用だと言わんばかりの開き直りに出たものです。

3、第3の悪辣さ(裁判提訴妨害)

ここでの悪辣さというのは、要するに、我々の他の著作権者に対する訴訟参加の呼びかけに対し、エージ出版が「事後承諾書」を送り付けてきた、ということです。

で、この行為がどうして許し難い悪辣さなのか、簡単に説明します。

理由は簡単で、今回の裁判は、書籍を丸ごと出版差止めというもので、そのために、全部で60数名の著作権者のうち、それ相当の数の賛同が得られないと、書籍丸ごとの出版差止は難しかったのです。また、エージ出版も、我々が日本中に散らばったお互いに知らぬ仲の者ばかりだから、こいつらには何もできないだろう、と初めからたかをくくってこうした違法行為に出たものと思われる。だから、我々がバラバラになっている債権者の輪を作るために動き出して、全国にいる著作権者に呼びかけ

をしたら、さっそくこれをつぶそうという行為に出た訳です。そして、このときの「事後承諾書」なるものがいかにその場しのぎのインチキなものか、それはいざ裁判が始まってしまったら、今度は、「自分は、既に、全員の著作権者から予め許諾を得ている」などと言い出したことからして明白です。この種のその場しのぎの恥知らずの弁解は枚挙にいとまがありません（サッカーの「中田語録」にあやかって「エージー嘘語録」ができそうです）。

4、第4の悪辣さ（仮処分決定の妨害）

最後の悪辣さが本件の極めつけというべき、仮処分の手続き中において、裁判所を欺いて、裁判所の出版差止の決定を免れようと企んだ行為です。

これは、出版差止の仮処分制度の特質として、現に、著作権侵害の出版物が店頭で発売されていることが要件とされていることに目をつけた悪質な違法行為です。つまり、実際は、時間をズルズルと延ばして時間稼ぎをしてその間にせっせと「マックでデザイン」を書店で売っておきながら、裁判所に対して、出版差止の決定を免れるために、これと正反対のこと（もう店頭になければ、発売も中止した、と）を証拠を捏造してぬけぬけと主張したのです。

そして、その直後、一時は裁判所はこれを信じたものですから、この時点で、エージー出版は笑いが止まらなかったのではないのでしょうか。これに対して、我々債権者は憤激して、できる限りの反論の証拠を用意しました。そして、エージー出版の嘘に一時惑わされた裁判所を説得して、仮処分の決定を出すことに成功しました。が、その直前までの私たちの心境は以下のようなものでした。

《我々は、これでもう四回も頭を債務者からこん棒で殴りつけられたような気分だ。

一回目のこん棒は、無断出版。

二回目のこん棒は、弁護士連名の回答書で、我々にとって原画同然の重要性を持つデジタルデータの削除の要求に対して、「株式会社エージー出版の保存機器からのデータ削除も完了しておりますのでご心配にはおよびません」とぬけぬけと嘘をつかれたこと。

三回目のこん棒は、我々が全国に散らばる全著作権者に裁判参加を呼びかけるやいなや、債務者は反省して謝罪するどころか、これらの著作権者らに対し、「事後承諾書」を送り付けて我々の裁判提訴を妨害する行為に出たこと。

そして、四回目のこん棒が、参加者が集まりようやく裁判も始まって、裁判所から著作権侵害を指摘してもらい、これでやっとまともな解決が可能になるのかと胸をなで下ろした矢先、今度はこともあろうに、裁判所を相手に、虚偽を承知で、返品が完了し、販売が停止されているから差止は認められない、と差止を妨害する行為に出たこと。

もし、こんなことが本当にまかり通ったら、これでは正義はいったいどこにあるのだろうか？》



債権者代理人 弁護士 柳原 敏夫

エージー出版の
「マックでデザイン」誌
出版差し止め決定主文

仮処分決定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

右当事者間の平成一〇年（ヨ）第二二〇〇九号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに代わる第三者柳原敏夫に金一四七万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

- 一 債務者は別紙書籍目録記載の著作物を出版、販売または頒布してはならない。
- 二 債務者は、右著作物の製品、半製品及び紙型の占有を解いて、東京地方裁判所執

行官にその保管を命ずる。

平成一〇年五月二八日

東京地方裁判所民事第二九部

裁判官 沖 中 康 人（印）

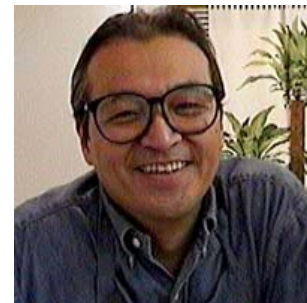
資料2

関係者のプロフィール

債権者

叶 精作

生年と出生地：1949年 / 新潟市生
活動分野：漫画、イラスト
作家歴：26年
代表作：オークションハウス、上がってなんぼ、ダミー・オスカー、
魔物語、BROTHERS.. など



塚崎 健吾 (牽牛)

生年と出生地：1951年 / 金沢生
活動分野：デジタルイラスト: 広告 出版 アニメーション等
作家歴：イラストレーターとしては12年、
代表作：麒麟ビールBIマーク作成、トヨタのハリアーキャラクターデザイン、
著作「アニメーションの達人」サリュート出版局



駄場 寛 (ダバカン)

生年と出生地：1956年 / 愛媛県生
活動分野：広告、出版、放送媒体等のイラスト、CG講師など
作家歴：手描き時代は、エアブラシのスーパーリアルから。
フリーイラストレーター歴 プロになって18年
代表作：作品集「電腦樂園」「ダバカンのCGパラダイススタジオ」
著作「ダバカンのSTRATA 3Dビジュアルグラフィック」「ストラタの星」
「ダバカンのCGアニメーション入門」
出版、広告のイラスト、TVタイトル制作、出演など... 多数



福間 晴耕 (Seikoh Fukuma)

生年と生地：1966年 / 東京生
活動分野：書籍カバー・広告・ゲームタイトル
作家歴：10年、デジタルイメージ会員
代表作：ピクトリアン・パーク (Mac/Win用ゲームタイトルの背景部分担当)
イワトビペンギン ロッキー×ホッパー (PlayStation用ゲーム背景部分担当)



寺田 克也

生年と出生地：1963年 / 岡山生
活動分野：マンガとイラスト
作家歴：14年
代表作：マンガ、イラスト制作の他
映画、舞台、ゲーム、アニメなどでキャラクター、コスチューム、小道具な
どのデザイン。
著作に「Virtua Fighters Ten Stories」「のらずにいられないっ！」
今夏「西遊奇伝 大猿王」第一巻刊行予定。



藤森 美能

活動分野：3Dイラスト
マックで絵を描いて6年
広告関連のグラフィックデザイン業務、コンピュータ画像関連業務を経て
現在株式会社デジタルアーツ勤務



賛同者

平田 弘史

活動分野：劇画誌上

作家歴：41年

代表作：新首代引受人 / 薩摩義士伝 / 異色列伝 / 他総て。



加藤 直之

活動分野：SFに関する美術一般（本やゲーム、映画やアニメ、広告の
パッケージや美術）

作家歴：SFイラストレーターとして25年

1979年 第18回日本SF大会、星雲賞（アート部門）受賞

1997年 第1回日本出版美術家連盟大賞受賞

日本SF作家クラブ会員

日本出版美術家連盟理事、日本美術著作権連合理事

代表作：『加藤直之画集』I～III（朝日ソノラマ）

『銀河英雄伝説』アニメメカニックデザイン（徳間書店・キ
ティフィルム）スクリーンセーバ及び形状データ集CD-ROM
（ポーステック）

セガ・サターン『カルドセプト』メインビジュアル（大宮ソフト）



飯田HAL

活動分野：出版関係

作家歴：アナログ時代から超20年、現代美術家協会会員1985～1991
多摩現展賞、現展奨励賞、等々

活動分野：出版関係、CG講師等

代表作：TISセンターオブジェ（JR西日本東京支部市ヶ谷）

ステレオグラム絵本「ユニベルソ」（小学館）

CD-ROM作品集「STEREO GRAM WORLD」（宏和印刷）



駄場真弓（夢姫）

活動分野：2Dイラスト

Macintosh歴は8年。デジタルイメージ、J-Mac会メンバー

手描きから10数年、アジア風をテーマにグラフィックの仕事をしている。

共著本「Illustrator7.0 デザイナーズテクニック」など。



帯ひろ志

生年と出生地：1959年 / 北海道生

活動分野：漫画、イラストの制作

作家歴：テレビアニメーション美術3年、漫画家16年

代表作：コミックボンボンにて「がんばれゴエモン」連載



木村 弘

生年と出生地：1968年山梨県生

活動分野：フリーライター

作家歴：フリーライターとして6年

代表作：ビデオ誌でデジタル関係の執筆を3年ほど。

マックジャパン Bros で、アミーガやデジタルメディア関係のレポートを若干。



菊池 美範	株式会社エイアール代表
さとうげん	漫画家
斉藤 雅幸	漫画家
松永日出海	サリュート出版局
塚崎マリコ	イラストレーター
藤林 省三	ブックデザイナー 日本図書設計家協会
大井 純	CGデザイナー
金井 裕也	メディカルイラストレーター

マンガジャパンの皆様からの支援をいただいています。(50音順)

綾瀬 淑氏
いがらしゆみこ氏
石原はるひこ氏
伊万里すみ子氏
影丸穰也氏
かわぐちかいじ氏
さがみゆき氏
ささやななえ氏
里中満智子氏
志賀公江氏
ちばてつや氏
永井 豪氏
中島史雄氏
ねぐら なお氏
花村えい子氏
原 孝夫氏
パロン吉元氏
東里桐子氏
ビック錠氏
水島新司氏
矢口高雄氏

AG出版との裁判には、日本美術著作権連合の応援をいただいています。

日本美術著作権連合

構成団体 (社)日本美術家連盟
(社)日本グラフィックデザイナー協会
日本児童図書出版美術家連盟
日本図書設計家協会
日本理科美術協会
日本出版美術家連盟
東京イラストレーターズソサエティ

美著連の歴史と活動

日本美術著作権連合(略称:美著連)は1965年(昭和40年)日本美術家連盟、日本漫画家協会、日本童画家協会、日本理科美術協会、児童出版美術家連盟、出版美術家連盟、以上6団体によりその連合体として組織されました。その後時代の変遷により加盟団体に変化がありましたが、現在のところ以下の7団体が参加しています。

- ・社団法人 日本美術家連盟(美連)
画家、彫刻家の組織。会員数、4700名。
- ・社団法人 日本グラフィックデザイナー協会(JAGDA)
グラフィックデザイナーの組織の集合体で、会員数2000名。
- ・日本児童出版美術家連盟(童美連)
絵本画家の組織。会員数約300名。
- ・日本図書設計家協会(図書設計)
本の装丁をする人達の組織。デザイナー、イラストレーターなど会員数、約200名。
- ・東京イラストレーターズ・ソサエティ(TIS)
主に広告を中心に活躍するイラストレーターの組織。会員数140。
- ・日本出版美術家連盟(出美/JPAL)
挿絵画家、イラストレーターの組織。会員数120。
- ・日本理科美術協会(理科美)
図鑑、教科書などに理科の解説図を描くイラストレーターの組織。会員数は約30名。
(以上、会員数順)

美著連は、設立当初から著作権啓蒙活動、擁護活動を積極的に行ない、多くのトラブルや事件などにも対応してきましたが、1970年代後半ごろからの約10年間、連合としてはほぼ休眠状態でした。その後、1987年、コピー機による書籍の大量コピー事件をきっかけとした日本複写権センター設立準備に参加するため活動を再開。再び精力的に、加盟各団体他、著作権擁護団体と歩調を合わせながら諸問題に対応しています。

その他、ニフティやインターネットのメールで激励及びリンクをして下さった多数の皆様の支援をいただいています。

美著連の目的と主な活動

美術の著作権擁護と啓蒙活動の中から一部紹介します。

小学館美術著作権侵害事件：

30年ほど前。小学館が、過去に出版された絵本画家の原画に勝手に加筆して別の出版物に使用したのを会員が訴え、これを美著連が正式に応援しました。小学館は原画も著作権も「買い取り」だったと主張しましたが（当時はそれが当り前の時代でもありました）最終的に原画は返却、読売新聞全国紙への謝罪広告、和解金およそ2300万円を勝ち取る実質勝訴。新聞でも大きく取り上げられました。裁判は1968年から1972年まで4年ほどかかり業界全体でも成り行きが注目されることになり、美術家の著作権が理解されるきっかけともなりました。

日本複写権センターへの参加：

1985年（昭和60）ごろから学生などの注文を受けて高価な学術書のコピーを請け負う『笹塚ビジネスコピー』という業者が現われました。その後業者は刑事告訴され、その検証中、ビジネスコピー社は実質的に廃業したがこれがきっかけでセンター設立に繋がりました。美著連では設立に準備段階から参加し、現在も理事、事務局が運営委員会に出席、毎回理事会で報告があります。

内外の著作権侵害事件の被害者の応援：

加盟各団体や個々では難しい問題には美著連全体としてこれを応援しています。

文責：日本出版美術家連盟 美著連担当理事 加藤直之

以上、エージー出版「マックでデザイン」問題の資料とりまとめは、塚崎健吾によります